愛知県行政書士会報

令和5年 1月　No.316

愛知

■新年のごあいさつ
■ウクライナ避難民支援「つどいの場」に参加
■初心者対象CAD研修会

愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

愛知池

目次

新年のごあいさつ……愛知県行政書士会　会長　前田　　望…… 1
新春を迎えて……愛知県知事　大村　秀章…… 2
“郷土を守り、未来へつなげるマチ　ナゴヤ”……名古屋市長　河村　たかし… 3
ウクライナ避難民支援「つどいの場」に参加…… 4
初心者対象CAD研修会 …… 4
民法改正後の実務に関する研修会…… 5
内縁の一方当事者が死亡した際における内縁財産の取扱いについて
（内縁の保護　その１）……南山大学法学部教授　伊藤　司… 6
お知らせコーナー　行政書士の「職印」の取扱いについて（注意喚起）……10
司法研修実施のお知らせ……11
ライブラリ研修動画一覧……12
ライブラリ研修申込書……14
業務相談会のお知らせ……15
業務相談会申込書……16
会員訪問記（東名支部　友田　隆士会員）……会報委員　服部　弘美…17
支部だより……19
事務局だより……37
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……40
コスモスあいちコーナー……45
あとがき……47

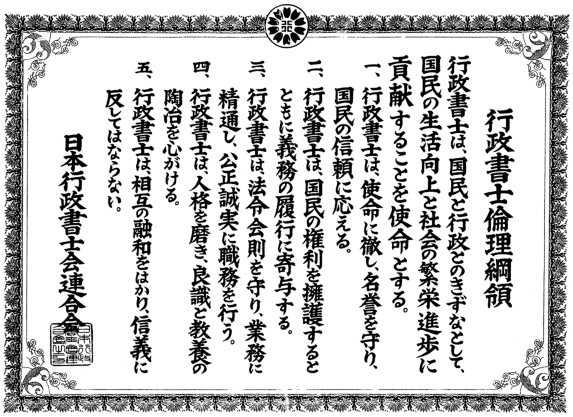

新年のごあいさつ

愛知県行政書士会会長　前田　　望

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

さて、昨年の大きな話題と言えば、カタールで開催されたサッカーW杯。日本代表の活躍が多くの日本国民に感動を巻き起こしました。一方、今大会採用のVARシステムが、日本の勝利を後押しする形となり、SNSにトレンド入りした、「＃三苦の１ミリ」は海外でも様々な波紋を呼びました。新技術の導入は試合の結果も左右し、人による審判の限界を超えました。より精密にボールや人の位置を精査することができる事から、選手にとってもより正確なプレーが求められることになります。

スポーツに限らず、決められたルール、システムの中で、自由に活動することで、秩序ある社会が形成されます。新制度の導入は、従来とは異なる結果を生み、新たな価値を生み出します。行政のデジタル化もまさに、そのような流れと同様、デジタル申請だからこそ、押印が廃止されたからこそ、行政書士が今後どのようにその新たなルールの中で進化していくのか、新たな価値を創造していくのかが、今まさに問われています。

私たち行政書士は、国民の権利利益の実現のために、加速化するデジタル化への対応を急ぎながらも、日々業務の適正をはかり行政の円滑な手続きの実施に寄与することにその存在意義と価値があります。

どのようなルールに変わろうとも、私たち行政書士に求められる職業倫理は変わりません。今年８月から全会員を対象とした倫理研修がスタートします。これまで以上に行政書士としての誇りと高い職業倫理をもって依頼者や業務に真摯に向き合っていきましょう。

サッカー日本代表の最後まであきらめない、躍動する姿に多くの日本国民が勇気とパワーをもらいました。次はそれを受け取った私たち、一人一人が躍動する番です。新しい景色を作りだせるよう、心を一つにして共に道を切り開いて、歩んでいきましょう。

最後になりましたが、2023年が会員のみなさまにとって明るく希望にあふれる１年となりますことをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

新春を迎えて

愛知県知事　大村　秀章

あけましておめでとうございます。

新たな年が、愛知県行政書士会の会員の皆様方にとりまして素晴らしい１年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、皆様方には、平素より県行政の円滑な推進にひとかたならぬお力添えをいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年は、愛知県が誕生してから150周年の節目を迎え、愛知のこれまでの歩みを振り返り、県民の皆様とともに郷土への愛着や誇りを持って未来に踏み出すことができました。

そうした中で、日本が世界に誇るオリジナルコンテンツ、スタジオジブリの作品群を凝縮した「ジブリパーク」が開園を迎えるという記念すべき年となりました。

さらに、国際芸術祭「あいち2022」や世界ラリー選手権などのビッグイベントを成功裏に終えるとともに、世界最高クラスのアリーナ「愛知国際アリーナ」、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」の工事に着手するなど、これまでに積み上げてきた愛知の力を礎に、更なる飛躍に繋がるビッグプロジェクトを着実に前進させ、愛知が「躍進」する１年となりました。

世界は、グローバル化やデジタル化の加速度的な進展、カーボンニュートラルを目指す潮流などにより、大きく変化をしています。愛知県がこれからも、日本の成長エンジンとして、日本の活力を生み出していくためには、こうした時代の波を乗りこなし、イノベーション創出に向け挑戦していかなければなりません。

今年も、海外の有力スタートアップ支援機関等との連携強化を図りながら、愛知の強みである分厚い集積を誇るモノづくり産業と融合した愛知独自のスタートアップ・エコシステムの形成を促進し、愛知発のイノベーションを次々と生み出す「国際イノベーション都市」を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、社会インフラ整備、農林水産業の振興、教育・人づくり、女性の活躍、医療・福祉、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様の生活と社会福祉の向上に力を注いでまいります。

来年度、ジブリパークでは、「もののけの里」と「魔女の谷」の２エリアが開園します。この第２期オープンに向け、万全の準備を進め、「ジブリパークのある愛知」の魅力を国内外に向けて発信してまいります。

引き続き、「日本一元気な愛知」「すべての人が輝く愛知」「日本一住みやすい愛知」の実現を目指し、皆様方に、笑顔で元気にお過ごしいただけるよう全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご活躍と貴会の一層のご発展をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2023年元旦

“郷土を守り、未来へつなげるマチ　ナゴヤ”

名古屋市長　河村　たかし

あけましておめでとうございます。年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

約３年にも及ぶコロナ禍で、新たな行動制限を伴うことなく社会経済活動を維持するため、市民・事業者の皆様には基本的な感染防止対策の徹底などにご協力いただくとともに、医療従事者をはじめ関係の皆様には医療提供体制の確保やワクチン接種などにご協力いただき厚く御礼申し上げます。本市においては、市民の皆様の「いのち」と「くらし」を守り抜く決意のもと、重症化リスクの高い方への丁寧なフォロー、必要に応じた療養サービスの提供、希望される方へのワクチン接種体制に加えて、接種後の長期的な副反応に苦しんでおられる方を協力医療機関につなげる相談窓口体制の確保など、引き続き感染症対策に取り組んでまいります。30％のプレミアム付き商品券については、２回目となる次回は発行総額325億円・プレミアム額75億円と大胆に拡充して実施し、キャッシュレス決済の利用促進も図りながら、コロナ禍や物価高騰の中、ナゴヤの「くらし」を支える商売を盛り立ててまいります。名古屋城天守閣の木造復元については、解体と復元を一体とした整備基本計画を本年３月までに取りまとめ、着実に進めてまいります。ナゴヤの復興と発展のため、市民の皆様の誇りと郷土愛に溢れたマチ、そして世界のデスティネーションとなる魅力あるマチを希求してまいります。

一方、コロナ禍だけではなく、災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震発生の切迫度の高まりにも目を向けなければなりません。昨年、本市においては、想定し得る最大規模の風水害、地震、津波などの全ての災害を掲載したハザードマップと防災情報や日ごろからの備えなどを掲載した防災ガイドブックを一つにまとめた「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を作成し、本年３月には全戸配布を予定しています。様々な機会を通じて防災・減災への意識の醸成を図っていくとともに、観測史上初などと言われるような豪雨が近年全国各地で発生している中「堤防の中に水を一滴も入れない防災」を目指し、そして全ての災害から市民の皆様の生命・財産を守る行政として最大の使命を果たすために、不断の防災対策に取り組んでまいります。

ナゴヤの将来を想うとき、未来の“主人公”への投資が何より大切だと思います。受験や成績にとらわれることなく、子どもたちが本当に好きなことを見つけ、将来に夢と希望を抱きながら健やかに成長していく、それを大人たちが応援する社会を実現するエデュケーションをここナゴヤで推進し、日本のフロントランナーになれるよう、心血を注いでまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和５年元旦

ウクライナ避難民支援「つどいの場」に参加

国際部　蓬田　悦子

日　時　令和４年10月27日㈭
　　午後２時～３時30分
場　所　名古屋国際センター　５階第１会議室
内　容　名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会
　　「つどいの場」
参加者　３名

名古屋市と公益財団法人名古屋国際センターがウクライナからの避難民を支援するために立ち上げた「名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会」が開催する「つどいの場」に国際部から３名が参加しました。この「つどいの場」では、避難民の方々が母語で話し合う機会を設け、日本語の学習や生活情報の提供を行っています。今回で第15回目となる「つどいの場」には、約40名が参加していました。

第一部の日本語サポートサロンが終わった後、各団体による支援活動の紹介の時間になり、川津国際部部長が行政書士の業務内容と行政書士が行う具体的な支援活動について説明しました。さらに、名古屋国際センターで毎週水曜日と日曜日の午後に開催している行政書士相談と、本会での常設無料相談会の案内をしました。つどいの場に協力している特定非営利活動法人日本ウクライナ文化協会がウクライナ語の通訳を担当し、説明資料もウクライナ語に翻訳したものが参加者に配布されました。

避難民の方々はようやく生活に落ち着きが出てきたところで、私たちに何を質問していいのか戸惑っている様子もありました。それでも「個人事業主として開業したいが、どうしていいかわからなくて困っている人がいる」との声もあり、今後行政書士が関われる機会は増えてくるものと感じました。

初心者対象CAD研修会

法人経営部　鈴木　孝一

日　時　①令和４年９月２日㈮
　　②令和４年９月14日㈬
　　①②共に午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
出席者　①30人　　②26人

法人経営部では、令和２年度に開催された「初心者対象CAD研修会」を令和４年度も新たに入会された方や前回参加できなかった方を対象に開催いたしました。

この研修は、基本的なJW-CADの操作を取得して、簡単な図面の作成を目指しています。

第１回は、CAD独特のレイヤという仕組みや、マウスの使い方を説明し、実際にパソコンを使って直線の引き方、消し方をそれぞれ行っていただき、課題として見本の図面を引く作業に入っていただきました。

第２回は、円の書き方や、円の中心を読み取る説明をし、また応用としてJW-CADの中に写真を取り込む操作の説明を致しました。

課題として、車庫証明に添付する保管場所の所在図・配置図の作成に入っていただきました。

操作が解らない場合は部員が巡回して、マンツーマンで対応することで、簡単な図面であれば引ける状態にまでなっていただけたのではないでしょうか。

CADは、図面の作成以外にも、相続関係図、各種申請書等を作成するにも役立つソフトです。

これを機会に是非習得していただければと思います。

民法改正後の実務に関する研修会

私法部　伊藤　功治

日　時　令和４年11月15日㈫
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
　　（ライブ配信）
講　師　愛知県弁護士会会員内田　健一郎様
内　容　『業務受託契約にかかる注意点、民法改正後の遺言作成における注意点、民法改正後の遺留分侵害額請求権、寄与分等の相続問題について等』
参加者　９名　　ライブ視聴者　181名

私法部では昨年度に行われました愛知県弁護士会と当会との意見交換会を経て、両会の相互理解と協力関係をさらに有意義なものとするために、11月の私法部研修会として、愛知県弁護士会から弁護士の内田健一郎様を講師としてご紹介いただき、「民法改正後の実務に関する研修会」と題して、新法下において、主に相続に関する分野の中で注意して実務を行うべきポイントを、145分間の講義形式にて法的な観点から、実務家の弁護士の立場からの視点を交えてご講義をいただきました。

行政書士業務に深く関わる、“遺言書の作成”の際に知っておくべき改正内容や、“遺言執行時”に注意すべき改正内容を分かりやすく解説をいただき、実務において事前にチェックしておいたほうが良い法務省のWEBページなどのご紹介もありました。

さらに債権法改正後の実務として、行政書士の契約書作成業務にも関わる、業務委託契約の契約内容の明文化等の実務的な改正を発端とした、①契約不適合責任のご説明、②債権の譲渡制限特約の効力および保証と時効制度の変更点のご説明もクイズ形式などを折りまぜながら有意義な研修をしていただきました。

新しく導入された「Zoom」受講形式にてご参加していただいた先生方も多数お見えになり、今回私法部の遺言・相続手続や契約書作成業務など、改正点について、実務研修により、さらに多くの先生方が本日の研修をきっかけとして業務を研鑽し、法務のスペシャリストとして今後ご活躍していただけると幸いです。

ちょっとひと息　「品種登録」～登録後編～

Q 育成者権の存続期間は何年ですか。

A 平成17年６月17日以降に登録されたものについては、品種登録の日から25年（木本性の植物については30年）です。

なお、存続期間内であっても、定められた期間内に各年分の登録料が納付されなかった場合、品種登録の要件を満たしていなかったことが判明した場合、品種登録後に植物体の特性が登録時と異なるものになった等の場合には品種登録が取り消されます。

Q 登録品種を加工した商品（ジュース等）に登録品種名称を使用してもいいですか。

A 種苗法第22条第２項の登録品種の名称の使用制限は、他の品種の種苗に対するものであり、ジュース等に同じ名称を使用することには、種苗法上の制限はありません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

内縁の一方当事者が死亡した際における内縁財産の取扱いについて（内縁の保護　その１）

南山大学法学部教授　伊藤　司

１．はじめに

内縁が、離別（婚姻における離婚にあたるような解消のことを以後このように呼ぶ）により解消する際に、財産分与規定が適用されることは、判例において揺るぎないものとなっている。一方で同じ内縁の解消である一方内縁パートナーの死亡の際には、生存内縁パートナーに相続権がなく、ただ、被相続人が相続人なくして死亡した場合には、生存内縁パートナーが特別縁故者（民958条の３）として被相続人の財産をうけることが認められてきた。このようなアンバランスは、適当でないことがかねてから主張されており、そのことを克服するために学説も対応してきた。今回はこの問題を検討したい。

２．最高裁平成12年３月10日決定

今回検討の対象となるのが、最高裁平成12年３月10日決定民集54巻３号1040頁である。

⑴　事実関係

被相続人ＡはＢと婚姻し、その間にＹ１とＹ２がいる。Ａは昭和46年頃Ｘと知り合い交際を始めた。その際、ＸはＡに妻子がいることを知っていた。その後、Ａは、Ｘの住むアパートに出入りするようになり、月々生活費を渡すようになった。

昭和56年頃、Ｂは病気で入院し、昭和62年８月に死亡した。一方、Ａも、昭和60年頃から一時入退院を繰り返したが、いったんは昭和63年頃全快したとして退院した。このとき、ＸはもっぱらＡの食事の世話をしていた。その後、昭和63年11月にＡはＹ１及びその子らと同居するために自宅を新築した。一方ＡはＸ宅にも出入りしていた（平成７年頃からは週に３、４日であったと認定されている）。

平成３年頃から再びＡは入退院を繰り返し、平成９年１月にＡは死亡した。その間Ｘは入院期間202日中161日に病院へ行き世話をした。また、病院外で過ごした約70日中、Ａは約46日についてはＸ宅で過ごし、約24日については自宅でＹ１等と過ごしている。なお、Ａは入院中３日ほど外泊したが、外泊先はすべてＸ宅である。なお、Ｘは平成２年あるいは４年に生活費以外に300万円の贈与をうけている。また、Ｘは、Ａの通夜に外形上Ａの親族のような立場で参列している。

Ｘは、Ａに財産分与ないし婚姻届に応じるよう要求していたが、Ａは婚姻届には応じず、家を与えると述べてはいたが、いざとなると「しばらく考えたい」として実行しなかった。

以上の事実から第１審裁判所は、①Ｘに婚姻意思があったこと、ＡとＸが完全に同棲していたわけではないが、Ａの生活の本拠地がＸ宅であったと解することもでき、ＡとＸの精神的結びつきは非常に親密であったことなどから、ＡとＸの生活関係は夫婦共同生活関係であったと解すことができ、また、②入院中のＸの貢献等に照らせば、ＡとＸの関係は内縁関係であるとした。そのうえで、「死亡による内縁消滅の場合にも離婚における財産分与規定の準用又は類推適用して内縁消滅によって不利益を被る者を保護することは、実質的な公平を図ることになりこそすれ、民法の体系を崩すことになるとは考え難い」として、Ｙ１等が内縁の死亡解消の財産分与請求権の存在について積極的に争わなかったことも考慮し、Ｙ１等に対し1000万円の支払いを命じた。

原審も事実関係についてはほぼ第１審と同じ判断をして、内縁関係の成立を認めたが、財産分与規定の準用ないし類推適用の点については以下のように判断してＸの請求を退けた。すなわち、内縁の生存中の離別に財産分与規定の準用ないし類推適用が行われるのは、それが法律上の夫婦の離婚による解消と法的観点から見て同視できることに基づくが、内縁の一方の死亡による解消の場合は、法律上の夫婦の一方の死亡による解消と同視すべきであり、これを法律上の夫婦の離婚による

解消と同視することはできず、従ってこの場合には財産分与規定を準用ないし類推適用すべき根拠がない。さらに「このとき生存内縁配偶者が実質的夫婦共同財産を…取得することができないが、現行法はそれを容認しているといわざるを得ないし、さらに死亡内縁配偶者は遺言ないし贈与により生存配偶者に所有権等の権利を帰属させることができたにもかかわらずそれをしなかった以上やむを得ない」と判示した。そのため、Xが上告。

⑵　判旨

最高裁は上告を棄却して、「内縁の夫婦の一方の死亡により内縁関係が解消した場合に、法律上の夫婦の離婚に伴う財産分与に関する民法768条の規定を類推適用することはできないと関するのが相当である。民法は、法律上の夫婦の婚姻解消時における財産関係の清算及び婚姻解消後の扶養については、離婚による解消と当事者の一方の死亡による解消とを区別し、前者の場合には財産分与の方法を用意し、後者の場合には相続により財産を承継させることでこれを処理するものとしている。このことにかんがみると、内縁の夫婦について、離別による内縁解消の場合に民法の財産分与の規定を類推適用することは、準婚的法律関係の保護に適するものとしてその合理性を承認し得るとしても、死亡による内縁解消の時に、相続の開始した遺産につき財産分与の法理による遺産清算の道を開くことは、相続による財産承継の構造のなかに異質の契機を持ち込むもので、法の予定しないところである。また、死亡した内縁配偶者の扶養義務が遺産の負担となってその相続人に承継されると解する余地もない。」と判示した。

３．従来の裁判例・審判例

今回問題とする平成12年判決までの裁判例を検討の対象としよう。

まず、前提として、内縁のパートナーに相続権が存するかという問題があるが、これは判例通説とも否定している[1]。

また、内縁の一方が相続人なくして死亡した時に、生存内縁パートナーが特別縁故者（民958条の３）となりうるかという問題については、肯定されることになる[2]。

すると、残された問題は、被相続人に相続人が存在する場合に、相続とは異なる法律構成で、生存内縁パートナーが被相続人の財産の一部をうける可能性はないのか、ということになる。

⑴　内縁の一方が死亡した場合に生存配偶者に財産分与請求権を認めるか

裁判例にみられる、相続とは異なる法律構成として、内縁の一方が死亡した場合に生存配偶者に財産分与請求権を認めるものがある。この問題に関する審判・決定を見ていこう。この点に関しては、いくつかの肯定例が見られる。

ⅰ）　肯定例

⑤大阪家審昭58年３年23日家月36巻６号51頁

この判決において、裁判所は①内縁が離別により解消した場合と一方の死亡により解消した場合とを区別する合理的理由に乏しいこと、②財産分与に対応する義務の相続性が認められるべきこと、③財産分与による清算の実質的根拠は夫婦共同体の解体に求めるべきであること、の３点を根拠に財産分与の請求を肯定している。

事実関係をみれば、ほとんど婚姻とみてもよいような事案（婚姻届がまさに提出されようとしていた事実が重要であろう）、まさしく内縁というべき事案であり、その結論も、長期間病院の経営に協力したなどの事実にかんがみると、内縁の妻に経済的給付（特に不動産の共有を認めるなど）を認めたのは、法律構成を別とすれば、うなずけるものであろう。

⑥大阪家審平元年７月31日家月42巻７号45頁

この審判も財産分与請求権を認めるものの、そのうえで民法768条２項但書より、２年の除籍期間の経過により請求権を認めないと判示している。

⑦大阪家審平３年３月25日家月45巻１号124頁

法律構成は上の審判と同様であるので、特に述べるべき点はない。注目すべきは、財産分与請求権の結果、被相続人の遺産の６分の１にあたる財産の分与を認めた点である。この結論は通常の夫婦とは異なる結果を内縁について考えていることを示唆しているように思われる。

ⅱ）　否定例

この問題について明確に否定をする審判例もある。否定例としては、以下にあげる裁判例・審判例がある。

⑧東京地判平成４年１月31日判タ793号223頁

比較的内縁期間の短い事案である。裁判所は、

まず学説の否定説と同じ理由付けによって、財産分与規定の類推を否定した上で、被相続人名義の不動産に、生存内縁パートナーの共有持分を認定し、この法律構成によって、生存内縁配偶者に一定の財産を分与している。

⑦-２大阪高決平４年２月20日家月45巻１号120頁（⑦の抗告審）

この決定においても、やはり学説の否定説と同じ理由付けで、財産分与規定の類推が否定されている。

⑵　財産分与規定ではなく、民法第２、３編に規定されている請求権を認めることにより何らかの財産の分与を認める審判例

上の⑧もそうであるが、生存内縁パートナーに対して財産法上の請求権により、被相続人の遺産を与えた事例がいくつかある。これには、共有持分の認定によるもの[3]、遺贈によるもの[4]がある。

４．学説の検討

では次に、学説の検討をしてみよう。学説においては、内縁パートナー一方の死亡時における財産分与規定の類推を肯定する説と否定する説に分かれている。

否定説の考え方は今回問題とした平成12年判決同様の考えであると言ってよい。すなわち、内縁のパートナーに他方パートナーの死亡後に財産分与請求権を与えると、体系上の問題を生じるというのである。

⑴　否定説[5]

まず否定説からみていこう。否定説の根拠は基本的に最高裁と同一である。すなわち、現行法は、夫婦の財産を婚姻継続中は別帰属・別管理にしておき、婚姻の離婚解消の場合には、財産分与制度により、死亡解消の場合には、相続制度により処理しようとしており、その処理の仕方は異なっている。したがって、財産分与規定を内縁の離別の場合に適用するのは、問題はない。ところが、財産分与規定を内縁関係の死亡解消の場合に準用することは、死亡解消の場合の夫婦の財産の清算を相続とは別個の制度で処理する道を開くことになる。そうなると今度は婚姻の死亡解消の場合にも、相続制度とは別個に夫婦財産の清算を考えざるを得なくなるが、現行の制度は、そうした制度は予定されていない。

しかし、以上の否定説も、結果として生存内縁パートナーに全く財産が渡されないことを意図しているわけではない。その詳細は不明であると言わざるを得ないが、物権法上あるいは債権法上の請求権を生存内縁パートナーに認め、その請求権を根拠に、いくらかの財産を生存内縁パートナーに取得させることが企図されているのである。その請求権の源泉としては、共有権、報酬そして不当利得等が主張されている。これらの法的構成により、生存内縁パートナーにも、いくらかの財産の取得が認められ、そのことによって、被相続人の財産の形成・維持への生存内縁パートナーの寄与や協力を評価しようとしている。

⑵　肯定説

一方肯定説も、昔から唱えられており、基本的には、内縁の一方パートナーの死亡時に、他方に財産分与請求権を認めることで、内縁の離別時と死亡時の取り扱いのアンバランスを是正することを主張する[6]。

これらの学説が主張するように、離別の場面と死亡解消の場面で法的取り扱いにアンバランスが生じている点を否定することはできない。しかし、この点に関して両説の考えている結果の差は、決定的に大きなものとはなっていないように思われる。というのも、否定説は、財産分与規定の使用を認めていないもの、上述のように審判例も含めて、他の規定により、内縁解消後の財産の清算を一定の場合に認めようとしている。また一方で、肯定説も財産分与規定の適用は認めるものの、その結果が全く同一であるとは考えていないように思われるからである。

この両説で結果が決定的に異なると考えるよりも、いずれの説によってもその適用はケースバイケースにならざるを得ないのであり、その結果により両説いずれの立場からも正当化され得る。その意味で、この点は、両説いずれを妥当と考えるかについて、決定的なものとはなっていない。

⑶　体系上の不整合について

なお、これらの肯定説のなかで、さまざまな詳細な理由付けから、強力な主張をされているのは、二宮教授の所説[7]である。二宮教授の所説は多岐にわたるが、今回は、論点を絞って検討しよう。

二宮教授によれば、判例の言う体系上の不整合の指摘に対して、以下のように反論できるという。

すなわち、財産分与と相続権という体系上の振り分けは、その２つの制度が用意されている婚姻については問題となるが、内縁の場合は相続権が欠けており、問題は生じない。そのうえで、否定説が財産法上の請求権を使うことを主張している点に関して、内縁の妻に、一体的な協力・寄与があれば共有持分が発生するのであれば、婚姻している妻の場合にもこれを認めることになり、現行の相続制度とは別個の夫婦財産の清算を考えることになる。このように否定説にも理論的難点があると主張する。つまりは、いずれの説においても、婚姻と内縁のアンバランスの問題は生じてしまうのであり、最高裁がいうようにこの問題が肯定説を排斥する理由として使うべきでない、と主張するわけである。

この批判については、否定説も答える必要があろう。すなわち、たしかに二宮教授のいうとおり、婚姻している妻についても、共有持分を認めるべき場合はあるように思われる。しかし、現行の相続制度はそのような持分権の問題の処理も含めてすべて相続人間の協議で具体的な分割をすることを意図したものであって、そのような相続権を考えることができない内縁配偶者の場合には、具体的な持分権の問題が顕在化すると考えるべきではなかろうか[8]。

５．むすびにかえて

さしあたりの結論として、言えることは以下の通りである。最高裁がいわゆる通説による「内縁＝準婚」理論に立っているといえようが（最高裁昭和33年４月11日民集12巻５号789頁参照）、この説が主張するようにできる限り婚姻の規定を内縁にも準用すべきであるという立場ではあるものの、内縁を婚姻と全く同じように取り扱うことは考えていないと思われる。今回問題になった生存パートナーに相続権があるかどうかは否定されざるを得ないし、さらに今回の判決により、一方の死亡の際に財産分与規定を準用ないし類推適用することも否定された。このように、内縁＝婚姻とはならないのであって、そこにはどうしても違いがあるといわなければならない。このように理解しなければ、今回検討した判決と従来の判決と整合性をとりつつ説明することはできない。そうだとするならば、問題は、これで解決されたということはできないのであって、問題が残されていることとなる。すなわち、最高裁の立場はどのような関係をどこまで保護するべきと考えるのか、という問題である。今回は婚姻と内縁という関係のみを検討の対象としたが、男女間に限っても他の関係が存することを認めざるを得ないし、問題は男女間に限られるわけでもない。このように問題が拡大するが、それを意識しつつ、次回は他の判例を取り上げて、この問題をさらに検討することにしたい。

1　否定例として、①仙台家審昭和30年５月18日家月７巻７号41頁がある。

2　肯定例として、②東京家審昭和38年10月７日家月16巻３号123頁、③千葉家審昭和38年12月９日家月16巻５号175頁、④山口家審昭和49年12月27日家月27巻12号61頁がある。

3　⑧、⑨大阪高判昭57年11月30日判タ489号65頁、⑩名古屋高判昭58年６月15日判タ508号112頁、⑪最判平10年２月26日民集52巻１号255頁。

4　⑫東京家審昭和34年９月14日家月11巻12号109頁。

5　否定説として、山口純夫「判批」判タ543号134頁以下（1983年）、仁平正夫「判批」家月37巻９号156頁（1985年）、日野原昌「相続財産に対する相続人等の寄与」東京家庭裁判所身分法研究会編『家事事件の研究(1)』（有斐閣　1970年）184頁以下などがある。

6　肯定説として、古くは久貴忠彦「内縁解消による財産分与」法時35巻11号99頁（1963年）があり、青山道夫「改訂家族法論Ⅰ」（法律文化社　1971年）115頁、床谷文雄「判批」法セ452号133頁（1992年）、人見康子「内縁夫婦の一方が辛抱した場合における他方の財産分与の請求」沼邊・太田・久貴編『家事審判事件の研究(1)』（一粒社　1988年）81頁などがある。

7　以上の点につき、二宮周平「内縁の夫の遺産に対する内縁の妻の権利」判タ747号164頁（1991年）以下。なお、二宮周平「内縁の死亡解消と財産分与請求権」リマークス６号82頁（1993年）、二宮周平「内縁の死亡解消と財産の分配～判例の検討と財産分与準用論再論」立命館法学（271＝２号合併号）733頁以下（2001年）も参照。

8　この点に関しては、状況は異なるが、ドイツにおいて、適切な法定夫婦財産制が存在しない状態で、組合法理を使って行われた夫婦財産の清算が、新たな法定夫婦財産制が成立した後には、あまり問題とされなかった状況を想起させる。この点に関しては、拙稿「配偶者の協力義務と夫婦財産の清算(三)」法学59巻４号434頁以下（1995年）を参照。

お知らせコーナー

愛行発第360号
令和4年11月28日

会　員　各　位

愛知県行政書士会
会長　前田　　望

行政書士の「職印」の取扱いについて（注意喚起）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、標記の件について、行政書士法施行規則第9条第2項「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。」を遵守していただいているところですが、今般、官公署より職印をデータ化し、申請書類に貼りつけて申請している会員があるとの連絡がありました。

行政書士法施行規則第9条第2項は、行政書士が作成した紙の書類を前提に、記名して職印を押すことによって当該書類の作成に係る行政書士としての責任の所在を明確にすることを趣旨としていることから、職印をデータ化し、申請書類に貼りつける行為は押印にはあたりません。

つきましては、行政書士法施行規則第9条第2項を正しく理解のうえ遵守し、書類作成業務を遂行されるようお願いいたします。

司法研修実施のお知らせ

日行連が目指す司法・準司法制度の一角を担うに足る資質の担保について、必要な法律知識と業務能力をつけていただくため、平成17年度から日行連と名城大学との合意により、名城大学大学院法学研究科科目履修を開講し、人材育成を目指しております。

令和５年度は、民法Ⅴ、行政法Ⅲを開講します。単位修得が可能であり、また業務に活用できるような講義を開講しますので是非受講されますようご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症を鑑み、ハイブリッド開講（対面遠隔併用）にて実施をいたします。

《実施要項》

履修科目：①民法Ⅴ（親族）　　②行政法Ⅲ（地方自治法）

出願資格：修了年限４年以上の大学を卒業した行政書士会員､または行政書士経験３年以上の行政書士会員（この場合は日行連の推薦状が必要）

開催方法：ハイブリッド開講（対面遠隔併用。いずれかを選択）

諸 費 用：１）入学検定料：17,500円　または　継続検定料：10,000円

２）学　費：１科目（２単位）で57,200円

２科目の場合は114,400円

開講時間：土曜日の２時限～４時限（１科目15時限で２単位）

２時限　10：50～12：20、３時限　13：10～14：40

４時限　14：50～16：20

開 講 日：民　法Ⅴ：４月15日、５月13日、５月27日、６月10日、６月17日

行政法Ⅲ：４月22日、５月６日、６月３日、７月１日、７月15日

申込方法等詳細は、愛知県行政書士会ホームページ「会員ページ」の「新着情報」に掲載しておりますので、ご確認ください。

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和４年11月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28．8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第１部　産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第２部　産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1．9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2．9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3．1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		594	R 3．9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○
9		607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
10		619	R 4．9.15	建設環境部業務研修会	○	×
11		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
12	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
13		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
14		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
15		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
16	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
17		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
18		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
19		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
20		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
21		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
22		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
23		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
24		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
25		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
26		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
27		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
28	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
29		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
30		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
31		534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
32		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
33		554	R 1．9．9	債権各論　契約に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
34	私法部	571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
35		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
36		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
37		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
38		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
39		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
40		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会	○	○
41	国際部･私法部	618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（合同開催）	○	○
42	土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
43		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
44		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
45		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
46		575	R 2.10.26	都市計画法［第34条１号許可］についての研修会	○	○
47		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
48		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
49		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
50		609	R 4. 2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
51		622	R 4.11.22	建築物の立地基準及び行政書士が受託しない「宗教法人の分野」の業務に関する研修会	○	○
52	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
53		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
54		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
55		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
56		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
57		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
58		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
59		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
60		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
61		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
62		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
63		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
64		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
65		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
66		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和５年１月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

東名支部：友田　隆士会員

会報委員　服部　弘美

11月初旬、東名支部土地利用部副部長である友田隆士会員の事務所を訪問させていただきました。

平成29年に登録され、今年で行政書士事務所開業６年目になられる友田会員。まずは開業の経緯についてお伺いしました。

工業大学を卒業後、最初は土木関係や測量の会社に勤めていましたが、数年経った頃に法律関係の仕事がしたいと思い始めたそうです。法律関係の仕事を色々と調べる中で、幅広く活躍出来るところに魅力を感じ、行政書士を目指されたそうです。行政書士試験を合格したタイミングで測量のお仕事として独立し、後に行政書士事務所を開業されました。開業された当初はとにかく地道に営業活動をされたそうです。建設業者名簿から更新の近い事業者にDMを送付したり、相続・遺言関係のチラシを作りご近所に歩いて配る。ご在宅であればインターホンを鳴らして玄関先で直接ご挨拶をされていたそうです。時にはご年配の方の“長い身の上話”が始まったり…という事もあったそうですが、その時の経験が後の相談力に繋がったりして大変貴重な時間だったと友田会員は言われます。

そんな折、開業２年目に転機が訪れます。元々前職の関係で土地関係に馴染みがあったこともあり、測量関係の知り合いから農地転用の仕事を依頼されたのをきっかけに土地利用業務に特化していきます。高い知識と豊富な経験が必要とされる土地利用業務。友田会員の仕事ぶりと人柄がお客様に伝わり、現在は土地関係業務のほぼすべてがご紹介によるものだそうです。

現在は多忙極まりない友田会員ですが、登録間もない頃は苦しく大変な事も多かったと言われます。独立することをご両親や周りから反対され「食べていけるの？」と散々言われたそうです。そんな中ただひとり、奥様だけが背中を押してくれたそうです。最初の１～２年は行政書士として軌道に乗れず測量と兼業して何とか凌いでいたそうですが、当初周りに言われた言葉が悔しくて絶対に見返す！と心に決め、また自分を信じて応援してくれた奥様の気持ちを無駄にしない為にも具体的に数字目標を定めていたと言います。その目標も達成し、今後は更なる向上を目指し、分野を少し広げてみようかと色々模索中だとのこと。

プライベートでは６歳、４歳、２歳のお子さんのお父さんでもある友田会員。息抜きや休日の過ごし方をお聞きすると、お子さんと公園で遊んだり、レジャー施設に出かけたりとご家族と過ごす時間を大

切にされているそうです。仕事で行き詰まったり、頭をリセットしたい時は大好きなお酒で晩酌をされることもあるそうです。

最後に業務を行う上で心がけていること、そして新入会員の方たちへのメッセージをお伺いしました。

当たり前のことですが、話をきちんとお聞きして真摯に向き合い、お客様の立場に立って考えてみること。お客様にとっては許可が取れるかどうかの一大事。常にお客様の気持ちに敏感でありたいと開業当初から思っていらっしゃるそうです。

新入会員の方たちには支部の行事や研修会に積極的に参加し、人とのつながりをどんどん増やしていって欲しいです。業務で分らないことがあった際は相談できるような人脈作りが最初は特に大切だと思います。実務は分からないことがたくさん出てきますので、そんな時に相談できる先輩がいることは大変心強いことです。そう語る友田会員自身は現在も困った際にはすぐに支部の先輩に助けていただいているそうです。

現在、東名支部の土地利用部副支部長も務められている友田会員。業務部の仕事のみならず、イベントや研修会等の企画・執行など、陰になり日向になりいつもパワフルに支部を盛り立てて下さっています。これからも自分に出来ることは協力し、支部発展のために貢献できるよう、より一層頑張っていきたいと熱くお話し下さる姿がとても印象的でした。

この度はお忙しい中、貴重なお時間をいただきました友田会員には心よりお礼を申しあげます。

今後の益々のご活躍を祈念いたします。

ちょっとひと息 「品種登録」～登録後編～

Q 登録されている品種の願書または登録簿を見るには、どのような手続きをすればいいですか。

A 願書の場合には、願書またはこれに添付した写真その他資料の閲覧または謄写の請求を、登録簿の場合には、品種登録簿の閲覧または謄写の請求をしていただくことになります。

なお、請求には手数料が必要となります。願書またはこれに添付した写真その他資料の閲覧または謄写の請求については１件につき1,100円、品種登録簿の閲覧または謄写の請求は１件につき220円となりますので、収入印紙を請求書に貼付してください。

様式については、品種登録ホームページの「様式一覧」に掲載していますので、必要事項を記入の上、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チーム宛て送付してください。また、請求書が届いた後、手続きに１～２週間ほどかかりますのでご承知置きください。

Q 品種登録後に代理人の変更を行いました。どのような手続きが必要ですか。

A 登録後も重要な連絡をさせていただく場合がありますので、「代理人の変更届出書」、「解任（辞任）通知書」及び新代理人への委任状の提出をお願いします。また、同時に「文書送付先の変更届出書」の提出もお願いします。

様式については、品種登録ホームページの「様式一覧」に掲載していますので、必要事項を記入の上、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チーム宛て送付してください。

Q 品種登録後に未譲渡性の要件を満たしていないことがわかった場合にはどうなるのですか。

A 品種登録の要件が満たされていないことになりますので、品種登録が取り消され、登録時に遡って育成者権が消滅することになります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

支部だより

知多支部　10月広報月間無料相談会

知多支部　河原　宏

日　時　令和４年10月３日～６日
　　午後１時～４時
　　（半田市午後１時30分～４時30分）
場　所　知多半島　５市５町　10会場

知多支部では行政書士広報月間のPR活動の一環として５市５町の10会場で無料相談会を行いました。

どの開催日も天候が予報ほど悪くならず、今年もコロナ対策を取りながら無事終えることができました。地区幹事および相談員の皆様、本当にありがとうございました。

今年の相談件数は、全体で33件でした。内訳は遺言・相続関係がやはり多く18件でした。その他は農地転用、建設業関係、自動車登録、会社設立、契約など多岐にわたりました。なかには任意後見制度についての相談もあり、連合会や愛知会の広報活動を通じ行政書士の存在とその職域についても認知されてきたことを感じました。

行政書士の職種職域が多岐にわたるということは、言い換えると行政書士は多くの市民の皆さんの身近な存在であるということを実感させられました。

西尾支部　10月広報月間無料相談会

会報委員　太田　知明

日　時　令和４年10月６日㈭
　　午前10時～午後３時
場　所　西尾市役所　第11相談室
相談員　深谷　裕寿会員　　加藤　隆広会員

西尾支部では、行政書士制度広報月間実施に伴い西尾市役所において行政書士・土地家屋調査士合同無料相談会を行いました。

今年の開催日は、新型コロナウイルスの感染状況に落ち着きがみられるようになりつつあったので、相談件数の増加を期待し、配布物を準備しました。新聞記事を見て２件の来場者がありました。市役所内の会場場所がわかりにくかったとの意見を耳にしましたので、来年は改善したいと思います。

また同日、関係官庁への啓蒙活動として、広報ポスター、リーフレット、メモ帳、クリアファイル等を西尾市役所内農林水産課（農業委員会）、建築課、土木課、市民課、一色・吉良・幡豆にある各支所、西尾警察署、愛知県西三河建設事務所西尾支所、西尾土地改良区を訪問し配布しました。

尾北支部　令和４年度研修旅行

尾北支部　澤田　恵一

日　時　令和４年９月11日(日)～12日(月)
行　先　京都
参加者　17名

コロナの感染状況も落ち着き、三年ぶりの支部研修旅行は、二日間とも天候に恵まれました。

当日は感染対策のため、参加者全員に抗原検査をしていただき、全員の陰性判定を確認し出発しました。またバス内におきましても座席の間隔をあけ、飲食は控える等の対策をして移動をいたしました。

最初に訪れたのは「漢字ミュージアム」。清水寺で披露された今年の漢字「金」が展示してあり、文字を書くことが少なくなった現代においては、学ぶことが多い施設でした。その後は北野天満宮へ、源氏に代々受け継がれ、源頼朝・義経ゆかりの刀といわれる重宝「鬼切丸」が展示されていました。現在大河ドラマで放映されていることもあり、当時の歴史に触れる良い機会になりました。

二日目は「岩倉実相院」の素晴らしい庭園で、絶景の夏の床もみじを堪能いたしました。昼食は貴船の川床料理を戴きました。京都市内はかなり暑かったのですが、貴船の川床は大変涼しく心地よい川の音を聞きながらの食事は深く思い出に残るものになりました。昼食後は最後の訪問地、「大徳寺内の聚光院」を訪れました。狩野永徳等が描いた“国宝花鳥図四十六面”は圧巻の作品でした。

全ての行程を終了し帰路へ就きました。コロナが落ち着いた状況下で行うことができ、何事もなく全員無事に全日程を終了することができました。このままコロナが収束し、来年度も是非開催できたらと思います。

東名支部　元気まつり守山

会報委員　服部　弘美

日　時　令和４年９月25日(日)
　　午前10時～午後３時
場　所　三菱電機守山グラウンド
出席者　12名（ブース来訪者　約800人）

守山区では毎年秋に、約５万人が訪れる「元気まつり守山」が開催されています。新型コロナウイルスの影響で２年ほど中止されていましたが、今年は３年ぶりに開催されました。

このまつりは区民相互のふれあいと交流の場を提供し、また区民の地域に対する愛着心（ふるさと意識）を高めるとともに、心のぬくもりが感じられるまちづくりの一環として開催されているそうです。

東名支部は今回３回目の参加となり、前回と同様、輪投げブースを出店しました。ブースの内容は、輪投げゲームをしてもらい、その得点に応じた景品をプレゼントし、大人には行政書士のパンフレットを配布するというものです。

当日は雲ひとつない晴天となり、３年ぶりの開催というのもあってか、大変多くの方が足を運んで下さいました。輪投げを盛り上げるとともに、行政書士の業務についてもしっかりとPR活動を行い、皆様に知っていただく良い機会になったと思います。

また参加した支部会員全員の献身的な協力こそが今回のイベント成功だと感じており、日頃から支部活動を支えて下さる先生方に感謝すると同時に、会員同士の交流の大切さを実感した１日となりました。

中央支部　令和４年度第１回建設環境業務部会研修会

中央支部　伊藤　衣世

日　時　令和４年９月29日㈭
　　午後２時～４時
場　所　ライブ配信
講　師　早川　忠会員（中央支部）
テーマ　第１部：『客先でよく出る話と法改正
　　（対談形式）』
　　第２部：『座談会』
出席者　20名

中央支部の令和４年度第１回建設環境業務部会研修会は、建設業務に精通している中央支部の早川忠会員に講師をお引き受けいただき、第１部では「客先でよく出る話と法改正」を対談形式で行い、第２部では「座談会」として、会員の皆様が積極的に交流できる場を設けました。

第１部では、経営審査の法改正やオンライン申請等のホットな話題を分かりやすくご説明いただき、行政書士が客先で勘違いしやすい工事について、具体的な事例をあげてご説明いただきました。第２部では、多くの事前質問について丁寧にご回答いただいただけでなく、早川会員から参加者へ問いかけもあり積極的な交流の場になりました。

研修会全体を通して、早川会員の開業から現在に至るまでのエピソード、業務上の苦労話を、ユーモアを織り交ぜながらお話しいただき、またライブ配信中のトラブルにもユーモアでフォローしていただきながら終始和やかで楽しい研修会となりました。

今回の研修を会員皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

西北支部　10月期研修会

会報委員　太田　尚志

日　時　令和４年10月４日㈫
　　午後６時～８時
場　所　ウインクあいち　会議室
出席者　35名

西北支部では10月期の研修会を名古屋市中村区の『ウインクあいち』にて開催しました。

今回は他支部の会員の方もお招きし、開業５年未満の方向けに「実際に稼いでいる先生のナマの話を聞いてみよう」という一風変わったテーマで行いました。

講師には、西北支部から内川近保会員、大石丈浩会員、中央支部から坪井秀文会員をお迎えし、櫻井謙至支部長による司会にて進行されました。

三者三様の開業前や前職でのお話、開業当時の状況、そこからの仕事の探し方、見つけ方、業務の勉強はどうやっていたか、普段から大事にしていることや心構え、お客さんへの対応の仕方、報酬についての決め方や考え方、集客についてや業務のノウハウ、行政書士の業務で何を選んでいったか、などここでは書ききれない程の情報を惜しみなく講義していただきました。

その後は、会場を移して懇親会を行い、お酒を酌み交わしながら講師の方につっこんだ話を聞いたりしていました。他支部の方と西北支部会員の親睦も深めることができ、盛会のうちに散会となりました。

尾張支部　令和４年度広報月間無料相談会

会報委員　鈴木　里佳

日　時　令和４年10月４日㈫
　　午前10時～12時　午後１時～４時
場　所　春日井市役所
日　時　令和４年10月28日㈮
　　午前10時～12時　午後１時～４時
場　所　小牧市役所

行政書士制度広報月間にあわせて無料相談会を実施しました。尾張支部では春日井市で毎月第３火曜日、小牧市は奇数月の第２木曜日にそれぞれ半日の無料相談会を開催していますが、10月の広報月間にあたっては午前10時～午後４時までの一日をかけて相談者に対応しています。

今年は新型コロナウィルス感染症が多少落ち着いている時期とはいえ、まだまだ感染状況も読めない中での開催であったため、どのくらいの相談者が来られるのか当日まで不安ではありました。春日井市は予約制をとっているため、30分単位での相談、各時間帯３名枠を10回、30組という枠に対して合計29組のご相談をいただきました。かなり盛況だったため、相談員の方はほぼ終日話しっぱなしという状況でした。小牧市は予約制ではありませんが、午前中より相談者がほぼ途切れることがなく、最終的には14組のご相談をお受けしました。

相談内容としてはほとんどが相続手続きや遺言に関するものであり、どうしたらいいのかわからなくてずっと悩んでいる方やご自身でも調べたうえでアドバイスがほしい方など相談者それぞれの悩みが垣間見えました。私たちも専門家としてご相談に応える中で自身の研鑽に繋がったのはもちろん、地域の方々のお役に立てるよう情報収集や提案力の向上に努めなくてはならないと改めて感じました。

中央支部　令和４年度第１回支部研修会

中央支部　小林　幸弓

日　時　令和４年10月６日㈭
　　午後２時～３時30分
場　所　ライブ配信
講　師　竹田　勲会員（中央支部）
テーマ　『デジタルと行政書士』
出席者　28名

中央支部の令和４年度第１回支部研修会は、日本行政書士政治連盟副会長でもある中央支部の竹田勲会員を講師にお招きし、「デジタルと行政書士」をテーマに講義をしていただきました。

ご準備いただいた省庁の資料を基に、平成29年より始まったデジタル化に向けた政府の施策や、令和３年に公布されたデジタル改革関連法について、社会的背景や今後の動きについてご説明いただきました。

行政手続デジタル化に関する基本原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）についてご説明いただき、国家資格のデジタル化、自治体の行政手続オンライン化について等最新の情報ご教示いただきました。

国民の利便性向上や簡素化・効率化が進む一方で、行政書士業務への影響は避けられません。先行して開始した在留資格に関する手続や建設業許可等の許認可業務だけでなく、今後は相続業務にまで関連してくると考えられます。

各省庁、各自治体の今後の動きを注視しつつ、行政書士としてデジタル化にどのように対応するのか、身の引き締まる思いがする研修会となりました。

一宮支部　令和４年度行政書士制度広報月間無料相談会

会報委員　渡邊　隆太

日　時
令和４年10月７日㈮　一宮市役所本庁舎
令和４年10月13日㈭　一宮市役所木曽川庁舎
令和４年10月24日㈪　一宮市役所尾西庁舎
令和４年10月27日㈭　稲沢市役所
各日午前10時～午後４時

今年の広報月間も昨年同様、一宮市と稲沢市の各庁舎にて、計４回にわたり無料相談会を実施しました。

各回とも開場と同時に相談者の方々が来場され、無料相談会への関心の高さが窺えるのと同時に、日ごろの広報活動の成果を感じることができました。

相談内容で多いのはやはり相続に関することで、相談員を務めた各会員はこれまで培った経験と知識を活かし、親身になって相談に応じていました。

一宮支部では毎月の無料相談会も実施しており、毎年11月にはイオンモール木曽川にて無料相談特設ブースを出展し、年間を通じて相談会を実施しております。コロナ禍ではありますが今後も積極的な活動を継続し、街の法律家として広く知っていただけるよう努めていきたいと思います。

東名支部　建設環境部研修会

会報委員　服部　弘美

日　時　令和４年10月８日㈯
　　午後２時～４時
場　所　オンライン配信
講　師　ワイズ公共データシステム株式会社
　　荻原様
テーマ　『①経審改正のポイント
　　②建設業許可・経審の電子申請の概要』
出席者　10名

今回の東名支部建設環境部の研修会は、ワイズ公共データシステム株式会社の荻原氏に講師をお引き受けいただき、「①経審改正のポイント②建設業許可・経審の電子申請の概要」についてZoomを使用したオンライン配信にて講義をしていただきました。

講義前半では「経審改正のポイント」として
①経営状況分析申請から経営事項審査までの流れ
②総合評点（Ｐ点）の算出構成項目および構成割合
③社会性（W点）の評価項目と配点
④WLB（ワークライフバランス）に関する取組
⑤評価対象建設機械の追加
⑥環境への配慮に関する取組「エコアクション21」
⑦CCUS（建設キャリアアップシステム）への取組
⑧監理技術者講習の有効期限、技術検定制度の見直し、についてご説明いただきました。

講義後半では「建設業許可・経営事項審査の電子申請の概要」についてご講義してくださいました。

電子申請で必要な認証サービス「ＧビズID」の概要や認証方法から始まり、電子化の対象となる手続きの範囲、電子システムから作成できる様式とできない様式、代理申請の方法・流れ等にいてご説明くださいました。

令和５年１月より運用開始予定、当面の間（数年間）は移行期間として紙面申請も可能との事ですが、電子申請開始によりこれまでのシステムとは大きく変わり、申請者、行政ともに時間とコストの削減が期待されるのではないでしょうか。

今回の講義はボリュームたっぷりの内容でしたが、いずれもタイムリーな内容ばかりで、参加した会員の皆様にとって、大変有意義な研修会になったことと思います。

東名支部　尾張旭市民祭り

会報委員（代理）　金林　伸洙

日　時　令和４年10月９日(日)
　　午前10時～午後４時
場　所　スカイワードあさひ・城山公園一帯
出席者　10名

令和４年10月８日から９日までの２日間にわたり、尾張旭市と尾張旭市商工会が主催する「尾張旭市民祭」が、４年ぶりに開催されました。東名支部ではこのお祭りに、PR活動を目的として10月９日の１日間だけ、輪投げブースの出店者として今回初めて参加をしました。

当日は曇り空で、過ごしやすい天気でした。実は、２週間前にも「元気まつり守山」で、輪投げブースを出店していましたので、もう準備は手慣れたものです。前回よりも良いお祭りにしてやろうと、机を持つ手にも自然と力が入ります。10時になると、少しずつお客様がやってきました。最初のお客様が輪投げに成功しました。するとスタッフ一同「おめでとう」と歓声をあげます。手を叩いたり、鈴を鳴らしたりして場を盛り上げます。お客様もガッツポーズで応えてくれます。ブースの中が賑やかだと、外のみんなも気になるようで、気が付くと輪投げブースに行列が出来ていました。輪投げが成功しなくて涙を流す子、何度も挑戦する子、失敗した子供に代わってチャレンジを成功させたお父さん、お母さん、みんなが輪投げを楽しんでいました。

輪投げブースは終始大盛況で、終了時間を待たずに用意したパンフレットの全てを配布することが出来ました。存分に行政書士のPR活動ができて、大成功のお祭りでした。

昭和支部　10月広報月間　セミナーと無料相談会、関係官公庁訪問

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和４年10月11日(火)
　　午後１時30分～４時５分
場　所　日進市役所４階第３会議室他

日　時　令和４年10月19日(水)
　　午後１時30分～４時５分
場　所　天白区役所３階相談室他

日　時　令和４年10月26日(水)
　　午後１時30分～４時５分
場　所　昭和区役所６階第４会議室

日　時　令和４年10月26日(水)
　　午後１時30分～４時５分
場　所　東郷町役場１階第２会議室

10月の行政書士制度広報月間にあたり、昭和支部では今年も４つの地域（日進市、名古屋市天白区、同昭和区、東郷町）で会場をお借りして無料相談会を行いました。日進、天白、昭和の各会場では、無料相談会の開始前に相続・遺言セミナーを開催しました。

天白会場のセミナーは石川欽一会員（写真）が講師を務め参加者は６名でした。30分間のセミナーで前半を遺言、後半を相続について解説していただきました。最後に最近の法改正についても触れていただき、ご年配の参加者は皆熱心に聞いておられました。日進会場のセミナーは伊福泰則会員、昭和会場は岩木良太会員が講師を務めました。無料相談会はコロナ第７波が収束しつつある中、各会場とも例年並みか若干下回る参加者となりました。

上記に加えて、同月内に昭和支部の副支部長と役員１名がペアとなり各地域の関係官公庁を訪問し、ご挨拶と広報ポスターとグッズの配布を行いました。

中央支部　令和４年度第１回法人経営業務部会研修会

中央支部　川村　浩史

日　時　令和４年10月12日㈬
　　午後２時～４時
場　所　今池ガスビル　プラチナルーム
講　師　豊田支部　井藤　真生会員
テーマ　『行政書士の契約書作成、校正の実務』
出席者　33名

中央支部法人経営業務部会の令和４年度第１回支部研修会は、豊田支部の井藤真生会員を講師にお招きし、「行政書士の契約書作成、校正の実務」をテーマに講義をしていただきました。

契約書作成についての基本的な考え方や意義について、また依頼時のタイミングに合わせた留意点等、行政書士業務を踏まえた実務的な内容についてご教授いただきました。

紛争を未然に防ぐ意味だけでなく、顧客の営業活動をよりよく進められる「営業ツール」として契約書の文案を提供する視点など、受講した会員自身もそのまま参考にできる具体的な手法が多く含まれる内容でした。

資料として実際の契約書のひな型もご提供いただき、後々も役立つ内容であったと思います。

講師の井藤会員には、予定時刻を越える程の熱心なご講義をいただき、参加された会員からも活発な質問が複数あり、大変有意義な研修会となりました。

名古屋支部　広報月間無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和４年10月12日㈬
　　午後１時～４時
場　所　中村区役所

日　時　令和４年10月17日㈪
　　午後１時～４時
場　所　港区役所

日　時　令和４年10月21日㈮
　　午後１時～４時
場　所　中川区役所

相談員　合計19名

毎年10月の行政書士制度広報月間に伴い、無料相談会を名古屋支部内にある三カ所の区役所にて開催致しました。

相談件数としては毎月開催している常設無料相談会と同じくらいの件数が各区役所にてあり、盛況だったのではないかと思います。

相談内容においても常設無料相談会と同じく、全体の８割は相続に関連する内容でありました。これについては時期や開催場所を問わず変わらない傾向となっております。

今回の無料相談会を相談者が知った媒体としては地域の広報紙が多く、こちらも常設無料相談会と同じ結果でありました。最近では地下鉄駅の広告で知った相談者も増えてきておりましたが、今回の区役所での相談会は今月のみの為、そちらからの流入が無かったのは致し方ないかと思われます。

目的としている行政書士制度のPRという点では、常設相談会を開催していない地域においても変わらない相談件数があり、目的を果たせたかと思います。

東三支部　令和４年度支部研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年10月13日㈭
　　午後２時～４時25分
場　所　豊橋商工会議所　401会議室
講　師　COCORO VOICES代表　川添　美穂様
出席者　24名

今回の東三支部企画部主催の研修会では、COCORO VOICES代表の川添美穂様を講師としてお招きし「実践！コンサル力に繋げるコミュニケーション法～引き出す力、伝える力～」について学ぶ研修を実施しました。

前半の基本コミュニケーション法についての講義では「ニューロロジカルの法則」を体験するため、２人一組で思いつく限りの共通点を探り合う実践ワークを行いました。「抽象的より具体的な共通点」が有ると相手は心を開きやすくなりコミュニケーションが深まりやすいという説明がありました。また、お手玉を使ったゲーム形式の実践ワークでは、最初の失敗が話し合いにより徐々に成功に変化していく中で「相手の意見を受け止める」ことの重要性を学ばせていただきました。

後半の「引き出す力、伝える力」についての講義でも実践ワークを中心に進行し、２人一組で色々な条件・テーマに沿って「話す」「聴く」を繰り返していきました。「聴」の漢字は「耳」「目」「心」で成り立ち、「耳と目と心を相手に向けて聴くことが、真の意味での聴くことである」という解説が大変印象的でした。

最後は、行政書士としての実務的でテクニカルな話術のレクチャーもしていただき、大変有意義な研修会となりました。

海部支部　行政書士無料相談会

会報委員　新田　賢治

日　時　令和４年10月15日㈯
　　午前10時～午後３時
場　所　津島市生涯学習センター

海部支部では行政書士制度広報月間にあわせて行政書士無料相談会を実施しました。例年は週ごとに会場を変えて３回を実施していましたが、昨年同様に新型コロナウィルス感染症の流行を考慮して１回のみの開催となりました。開催に際しては机の間隔を大きくとり、相談員全員がマスクを着用した上で換気にも配慮しました。

当日は相談会開始時刻前にすでに数組の相談者が並ぶ状況となったため予定時刻より早く開始しました。その後も多くの方に来ていただき、結果として18組の相談を受けさせていただきました。

相談内容の多くは相続や遺言などの生前準備に関するものでしたが、遺産の中に農地があり、その取り扱いについて悩まれている方もみえました。海部支部のエリアには農地が多くあるため、今後は相続や生前準備の場面においても農地が関係することがさらに多くなると予想されます。地域の方のお困りごとに対応するために農地に関する知識をさらに増やしていく必要があると感じました。

西北支部　北区民まつり出店

会報委員　太田　尚志

日　時　令和４年10月16日㈰
　　午前９時～午後３時
場　所　名古屋市北区　八王子中学校・校庭
相談員　西堀　俊徳会員、浜辺　秀信会員
　　佐橋　正也会員、二村　洋一郎会員
　　徳田　章吾会員、鬼頭　幸暉会員
　　武田　由佳会員、太田　尚志会員

西北支部では10月期に八王子中学校・校庭におきまして、「北区民まつり」に参加しました。

支部として、３年ぶりに開催となりました北区民まつりにブースを出展しました。

ブースには、西北支部より普段から区役所などで相談員をされている支部会員を中心に集まっていただき、「相談コーナー」と「ボールすくい」の催しを行いました。

相談コーナーでは４組の方から、相続や成年後見制度などについての相談を受けました。

ボールすくいのコーナーには、大変多くのお子様たちに参加していただき、用意した600以上のすくい枠が全部なくなるほどの盛況ぶりでした。

参加した会員達は子供たちのパワーに押されることもしばしばで、常に行列ができ普段の業務と違い四苦八苦することもありましたが、お客さんと一緒に３年ぶりのお祭りを満喫できたかと思います。

立ち話でも４組の方たちから遺言やマイナンバーカードについての相談に答えていました。

普段接点の少ないお子様連れの若い家族を中心に行政書士会のアピールができたかと思います。

担当会員の皆様、たいへんご苦労様でした。

名古屋支部　10・11月無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和４年10月18日㈫
　　午後１時～４時
　　令和４年11月15日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計７名

毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて名古屋支部が開催しております常設無料相談会を10月、11月も予定通りに開催致しました。

10月は行政書士広報月間無料相談会がこちらの常設無料相談会の１週間前に近隣の中村区役所で開催された事もあり相談者の減少が心配されましたが結果的には平月並みの相談件数があり、大きな影響はありませんでした。

相談内容においてはこれまでと同じく相続に関係したお話が多かったです。この点については広報月間無料相談会とも共通した結果でありました。

相続以外の相談としましては組合の許可の更新や会社の経営において“清算か存続か”意見が別れた時における対応や対策についての相談がありました。

法人に関する相談や許認可についての相談も半年ほど前から徐々に増えてきております。

特に法人に関連した相談となると外国人の日本での活動に関係している内容が多くなっている傾向があります。

この点については入管業務を扱う行政書士にとって強みとなるので幅広く行政書士制度をPRする良いきっかけとなるかと思います。

東三支部　令和４年度第３回幹事会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年10月18日㈫
　　午後３時～４時
場　所　東三支部事務局をホストとしたオンライン配信
出席者　30名

令和４年度第３回目の東三支部幹事会は、オンラインによる開催となりました。

始めに水野悠副支部長による出席者数確認があり、青山貴洋支部長より本幹事会成立の報告、議事録署名者の指名へと続き、事前に送付された幹事会資料に沿って進行して行きました。

各部の令和４年度の上期事業執行状況及び下期事業計画発表の中で、水野副支部長より、慶祝金に関する支部規則改正案についての説明がありました。

その後各業務部会の令和４年度上期事業執行状況及び下期事業計画発表があり、研修会の開催予定等についての説明がありました。

質疑応答及び総括では、来期の支部役員改選のタイミングを間近に控えていることから、現執行部への意見や次期ブロック幹事の後任人選についてのお願い等、活発な意見が飛び交う中、無事に閉会となりました。

各部、各業務部会からの発表で、今後開催予定の研修会が概ね対面形式開催を検討しており、少しずつ世の中が通常運転に戻りつつある兆しを感じつつ、もう少しコロナ感染者数の推移を注視しなければならない、そんな歯がゆい印象を感じた幹事会となりました。

中央支部　令和４年度第１回国際私法業務部会研修会

中央支部　後藤　剛志

日　時　令和４年10月21日㈮
　　午後３時～５時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　中央支部　小泉　友会員（弁護士）
テーマ　『相続・遺言の実務～相続人調査・相続財産調査を中心に～』
出席者　39名

令和４年度第１回国際私法業務部会の研修は、中央支部会員の小泉友弁護士をお招きして、『相続・遺言の実務～相続人調査・相続財産調査を中心に～』をテーマに講義をしていただきました。

本研修は、昨年の小泉弁護士による相続・遺言の基礎的な研修をベースとして実務上のポイントを学ぶ内容となっており、多くの会員が参加されていました。

講義では、相続人申告登記制度や相続土地国庫帰属制度といった新たな仕組みの概要説明のほか、旧民法が関係する場合の実務上の注意点にも触れられるなど、広い範囲に渡る内容となっていました。

遺言・相続業務では、他士業との連携の重要であること、昨今さらに敏感になってきているプライバシーへの配慮が重要であることを、体験談を基にお話しされており、今後の実務に活かせる内容だったのではないでしょうか。

本研修は久々に対面形式により実施され、研修後は懇親会が行われました。情報交換や会員同士の交流の機会となり、特に新入会員にとっては横の繋がりを作るきっかけの場となり、大変有意義な時間を過ごすことができました。

知多支部　第50回知多市産業まつり

知多支部　長尾　正博

日　時　令和４年10月22日㈯
　　午前10時～午後４時
　　10月23日㈰
　　午前９時30分～午後３時30分
場　所　知多市役所周辺

コロナ禍により、実に３年ぶりの知多市産業まつりの開催となりました。私たち知多支部は、知多市商工会商業部会行政書士分科会として、出店しました。かつては、安島克俊会員が知多市産業まつりの実行委員長を務められました。今回の出店名目は、行政書士業務のPR及び相談事業です。

例年、台風などの悪天候に見舞われることもありましたが、今年は、最高に恵まれた秋晴れになりました。ただ、来場者数は実感としてコロナ前の６～７割の水準に留まっているように思いました。相談員は、私の他に山木千鶴会員と藤井基成会員の３名です。私は、２日間とも責任者として常駐しました。

相談件数については、10月22日㈯が３件で、10月23日㈰が６件でしたので、合計９件でした。相談内容の内訳は、相続・遺言が５件で、協議離婚、任意後見、生前贈与、不動産関係がそれぞれ１件ずつでした。やはり、相談内容の大半は、相続・遺言がウェイトを占めており、通常の無料相談会の時と大差はありませんでした。

途中、河原宏支部長、権田浩輔会員と加藤大使会員がウエットティッシュ配りで、応援に駆け付けてくださいました。先生方との力を合わせた結果、合計2000個のウエットティッシュを配布完了することができました。帰りがけに達成感に浸りながら見た夕日が綺麗で美しかったです。

岡崎支部　「帰化と国籍」研修会

会報委員　伊東　毅

日　時　令和４年10月24日㈪
　　午後２時～３時30分
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　岡崎支部　金岩　正雄会員
テーマ　『帰化と国籍』
参加者　10名（内ライブ配信受講者４名）

今回の支部研修会は、岡崎支部の金岩正雄会員が講師となり、帰化と国籍についてお話していただきました。

前半は、国籍法の条文を参照しながら、出生による国籍取得や、未婚の日本人男性と外国人女性との間に子ができた事例をもとに届出による国籍取得について解説していただきました。

後半は、帰化の７つの要件です。引き続き国際法の条文を参照しながら「日本に住所を有する」とはどのような場合が該当するのか、「素行が善良である」といえるためには、日本の法令を遵守し、税金などの滞納をしていないなどが必要であること。また「生計を営むことができる」とは、どのようなレベルが求められるのか等、具体例を挙げてわかりやすく解説していただきました。

さらに、帰化の許可申請に必要な書類の紹介がありました。10種類以上もあり、これら全てを申請者ご本人が用意することはかなりの労力がかかる可能性があるため、行政書士の活躍が期待される重要な分野であると感じました。

沢山の気付きを得ることができた貴重な研修会となりました。

碧海支部　令和４年度広報月間無料相談会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和４年10月27日㈭
　　午後１時～４時30分
場　所　アンフォーレ本館

行政書士制度広報月間に伴う活動として、毎月実施している安城市、刈谷市に加え、知立市、碧南市、高浜市において無料相談会を行いました。

10月27日は、安城市において毎月行っている無料相談会とは別にアンフォーレ本館にて実施いたしました。

各市での相談件数は、安城市３件、知立市１件、刈谷市３件、碧南市２件、高浜市１件の相談がありました。

相談内容として、相続遺言に関するものがほとんどであり、時代が反映された相談が多いなと感じました。相続に関する相談の中には、行政書士だけでは解決が難しい相談もあり、どこに相談すればよいのか等、今後について相談者様にアドバイスをさせていただきました。

相談員として参加された皆様、大変お疲れ様でした。

中央支部　令和４年度秋の深縁会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和４年11月２日㈬
　　午後６時30分～８時30分
場　所　ザ・コンダーハウス５Ｆコンダーホール
出席者　88名

中央支部では都市景観重要建築物に指定されている旧名古屋銀行本店の跡地内にあるザ・コンダーハウスを会場として「秋の深縁会」と銘うち久しぶりの懇親会が開催されました。

佐藤甫会員の司会進行のもと八十川支部長の挨拶、支部幹事紹介へと続き、竹田勲会員の乾杯の発声のもと会食がスタートされました。パーテーションを施したテーブルセッティングや行動制限等、新型コロナウイルスに対して十分に対策をとった上での会食スタイルではありましたが、そんな中でも会員同士笑顔で交流されている姿がたくさん見受けられました。そしてお食事とデザートも済んだ頃合いを見て仙石秀久会員に中締めのお言葉をいただき、残りのお時間を名刺交換タイムとし、それぞれ思い思いにマスク越しの交流をはかっていただきました。最後に閉会の挨拶を八十川支部長からいただき、盛会のうちに終了の運びとなりました。

限られた時間ではありましたが、今回は新入会員のご参加も多く、ようやく顔を突き合わせることができ、とても有意義な集まりとなったように思いました。今回をきっかけにご参加いただいた会員の皆さまにとって少しでもご縁を深められた会であれば幸いです。

名南支部 令和４年度研修旅行

会報委員　長峰　均

日　時　令和４年11月６日(日)７日(月)
場　所　『三島観光と富士山周遊』
参加者　20名

６日午前９時､晴天の中､｢三島観光と富士山周遊｣（１泊２日）の研修旅行に観光バスで出発しました。新型コロナ感染症対策として参加者を20名に限定した旅行です。

１日目は、車内でレジュメ、ガイドブックを参考に石川光男相談役（前支部長）による「これからの相続市場を考える」という課題の研修会を行いました。中身の濃い研修会でした。有り難うございました。

バスは途中三島で昼食を取り、一路最初の訪問先である｢三嶋大社｣に向かいました。大河ドラマ｢鎌倉殿の13人｣でもお馴染みの源頼朝が、伊豆国に島流しとなった時、この地域の一宮が三嶋大社です。頼朝と北条政子の初デート先とも言われています。大社には政子が奉納した国宝「梅蒔絵手箱及び内容品一具」が展示されています。晴天の中、七五三参拝をされる家族もおられました。

その後バスは一路、富士五湖道路を経由して宿泊地の富士山温泉「ホテル鐘山苑」に向かいました。いつもの旅行に比べ時間に余裕があったので、鐘山苑から見る富士山やホテル内の紅葉を眺めながらの温泉浴には、参加者皆さん満喫されたかと思います。

今回は、旅行支援や旅行クーポンも利用でき、お土産品をついつい多めに購入してしまいました。

２日目は、ホテルを出発する前に雄大な富士山をバックに集合写真を撮影しました。未だ冠雪に覆われていなかったのが少し残念でした。

ホテル関係者に見送られ、２日目最初の旅程先は日本武尊と関係が深い「北口本宮冨士浅間神社」です。御祭神は“木花咲耶姫命（このはなさくやひめのみこと）”“彦火瓊々杵尊（ひこほのににぎのみこと）”“大山祇神（おおやまつみのかみ）”が祀られています。静かでうっそうとした参道を歩くと大きな鳥居があります。鳥居を潜った先には大きな神木に出会います。

富士吉田市指定天然記念物「富士夫婦檜」と山梨県指定天然記念物「富士太郎杉」です。高さ33㍍、樹齢は共に約1,000年だそうです。この二つの神木は近年パワースポットとして注目を浴びているみたいです。畏怖堂々たる様がとても神秘的でした。

次はこの地を後にして、｢富士山世界遺産センター｣を見学後、青木ヶ原樹海を経由して天下の名瀑として名高い「白糸の滝・音止の滝」に向かいました。幅150㍍の湾曲した絶壁の全面にかかる大小数百の白糸の滝は、白糸の名にふさわしく優しく女性的な美しさが幻想的です。中学の修学旅行の時は水量が少なく印象が薄かったのですが、今回は水の量も多く、国の名勝及び天然記念物にふさわしい景観でした。マイナスイオンを浴び、歩くのに疲れ気味の体調も少し良くなった気がしました。そして、音止の滝は25㍍の絶壁から轟音をとどろかせています。「鎌倉殿の13人」にも出てきた“曾我兄弟”が工藤祐経を討つ相談をしていた際、神に念じた所、一瞬滝の音が止んだという伝説からこの名になったと言われています。もう少し滝の雰囲気を味わいたかったのですが、時間も迫り、田子の浦でシラスを賞味して帰路につきました。私としては久方ぶりの旅行でしたが、天気にも恵まれ、何事も無く帰着できたのも旅行担当の山田光男幹事と川津聖司幹事の気遣いのおかげです。感謝いたします。ご苦労様でした。

東三支部 令和４年度 親睦旅行

会報委員　山崎　仁

日　時　令和４年11月６日(日)
　　午前８時20分～午後３時21分
場　所　天竜二俣駅転車台・鉄道歴史館・掛川城
参加者　50名

11月６日(日)、東三支部企画部主催による親睦旅行が３年ぶりに催行されました。

「天竜浜名湖鉄道貸切列車で行く転車台・鉄道歴史館＆掛川城を巡るツアー」ということで、東三支部一行は豊橋駅に集合し、まずは「こだま」で掛川駅へ。天候にも恵まれ汗ばむ陽気の中、掛川駅から10分ほど歩いて掛川城に到着しました。あいにく天守閣は改修工事中でしたが、重要文化財の「御殿」内部では忍者姿のガイドより展示物や掛川城に関する興味深い説明があり、真剣に耳を傾ける方、忍者と記念撮影される方など、皆さんさまざまに満喫されていました。

掛川駅に戻っていよいよ貸切列車へ乗車すると、車中には呑みきれないほどの地酒と食べきれないほどのお弁当が用意されていました。地酒とお弁当でお腹が満たされた一行は約40分ほどで次の目的地の天竜二俣駅に到着です。ここでは軽妙なトークのツアーガイドの案内で転車台と鉄道歴史館を見学しました。巨大な車体が回転する転車台の様子や旧国鉄時代に使われていた昔懐かしい道具などを鉄道歴史館で見学し、参加された会員のご家族の子供たちも大満足でした。

その後再び貸切列車に戻り、天竜浜名湖鉄道終点の新所原駅では記念の集合写真を撮影し、東海道本線に乗り換え豊橋駅にて解散となりました。

一日を通して電車の車中や訪れた先では、普段あまりお会いできない会員同士の交流が盛んに行われ、大変な盛り上がりとなりました。ホスト役も務めてくださった東三支部企画部の皆さんをはじめ、携わってくださった方々に心より感謝いたします。

ちょっとひと息 「品種登録」～登録後編～

Q 平成17年６月17日より前に登録された品種の存続期間は何年ですか。

A 平成10年及び17年に種苗法の改正が行われており、育成者権の存続期間が変更されました。平成10年12月24日より前に登録された品種の育成者権の存続期間は15年（木本性の植物については18年）、平成10年12月24日から平成17年６月16日の間に登録された品種の育成者権の存続期間は20年（木本性の植物については25年）です。

Q 育成者権の譲渡を考えています。どのような手続きが必要ですか。

A 「育成者権の移転登録申請書」の提出と登録免許税の納付が必要になります（１件につき9,000円）。申請書の様式については、品種登録ホームページの「様式一覧」に掲載していますので、必要事項を記入し、権利の移転を証明する書面を添付・相当額の収入印紙を貼付の上、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チーム宛て送付してください。

なお、登録免許税の合計額が３万円以上になる場合には、収入印紙による納付はできませんので、銀行で相当額の登録免許税を先に国に納付していただき、その領収書を申請書に貼付してください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

一宮支部　令和４年度第２回女性部会研修会

会報委員　渡邊　隆太

日　時　令和４年11月８日㈫
　　午前10時～11時30分
場　所　尾張一宮駅前ビル６階（ｉビル）小会議室
講　師　浅井　知子会員
テーマ　『離婚協議書作成業務「第２回実践編」』
出席者　16名

離婚協議書作成業務をテーマに、前回の第１回「業務の全体像編」に引き続き第２回目となる今回は、「実践編」として、司法書士兼行政書士である浅井知子会員に講義していただきました。

今回は全体の流れに沿って肉付けするように、実際の協議書をサンプルを用いていかにして完成まで至るのかという点を詳細に説明いただきました。

講義の中ではヒアリングシートを見るなどしながら各ポイントの説明がありましたが、ヒアリングシートを紙面で見ているだけでは体験できない実際の面談の様子や、ヒアリングシートには表現されていないリアルな留意点を聞くことができました。その中で離婚協議書を作成するにあたり行政書士としてどういった知識と技術が必要なのか、という突っ込んだ内容まで踏み込み、今後に向けて各自勉強すべき点や確認すべき点もおさえることができたのではないでしょうか。

頭でわかっていてもなかなか実践できないというのが現場での立ち回りではありますが、離婚協議書作成というのは行政書士業務の中でもセンシティブな内容です。第１回研修と併せて今回の第２回研修でより理解を深めることができました。

昭和支部　令和４年度第３回企業法務研究会

昭和支部　岩木　良太

日　時　令和４年11月11日㈮
　　午後４時～５時30分
場　所　天白スポーツセンター、Zoom開催
出席者　16名（うちZoom参加者６名）
テーマ　『行政書士も知っておきたい、社会保険諸法令の基礎と改正事項』
講　師　社会保険労務士・行政書士　武　譲二会員

今回は、社会保険をテーマにした研修を実施しました。担当講師は、社会保険労務士でもある武譲二会員です。今回の研修は改正が多い社会保険分野について最新情報を習得することを目的に上記テーマによる研修を実施しました。

令和４年10月の法改正により社会保険の適用業種に行政書士を含む士業が追加されたことや、短時間労働者の適用対象が拡大されたことなど、最新の情報について分かりやすく解説をしていただきました。

また、育児・介護休業法については、令和４年４月改正分、10月改正分、令和５年４月改正分についてそれぞれわかりやすく解説をしていただきました。最後には育児・介護に係る労務管理のケーススタディとして６項目の具体的な事例を参加者が５分間検討するという形で、参加者は最後まで集中して講義に向かうことができました。判例を素材にしたケーススタディを検討することによって、今後の労務管理上で注意すべき点が明らかになりました。

社会保険の基礎と最新情報を習得するという研修の目的を達成することができ、大変有意義なものとなりました。

名南支部　令和4年度『南区区民まつり』にイベント出店参加

会報委員　長峰　均

日　時　令和４年11月13日(日)
　　午前10時～午後３時
場　所　日本ガイシスポーツプラザ
出　席　９名（支部協力者）
来場者　延23,000名

名南支部として、今年度は南区・瑞穂区と２週続けての「区民まつり」へのイベント参加です。新型コロナ感染症の影響でここ３年は区民まつりが開催されず、お祭りが大好きな子どもたちには残念だった事でしょう。その影響もあり、今回の南区区民まつりには雨降りにもかかわらず、延23,000名の区民が集いました。名南支部イベントの恒例となりました「塗り絵コーナー」では準備した台紙とラミネートフィルムが途中品切れとなり、補充のため近くのホームセンター迄、車で買い出しに行く事態となってしまいました。例年の如く、塗り絵台紙裏面には「区民に行政書士を広く知ってもらおう！」という宣伝効果を期待したものが印刷してあります。お絵かきが終われば、ラミネートで下敷きにして子どもたちに渡します。たいへん人気があります。

今年度は出店場所が入り口付近という事もあって、子どもたちが集まりやすかった事が幸いしたようです。100名以上の子どもたちが場を盛り上げてくれました。

また、肝心の無料相談コーナーは３件の相談がありました。２件は相続と税金に関することです。１件は電気料金の消費者問題でした。ドームという事で雨降り対策には問題なく利用できますが、太鼓の音や大音量の演奏音の影響とマスク着用状態での相談は非常に聞き取りにくく、声を張り上げなくてはならず少々疲れました。しかしながら、これもお祭りだと思えば心の昇華ができました。

今後も、行政書士の認知度を上げる方法を支部役員皆で考え、取り組んでいきたいと思います。

支部協力者の皆さんお疲れ様でした。

ちょっとひと息 「品種登録」～登録後編～

Q 育成者権の効力とその及ぶ範囲はどこまでですか。

A 育成者権は品種登録されると生じ、育成者権者は登録品種を独占的に業として利用（種苗の生産・販売等）することができます。一方、育成者権者以外の者は、育成者権者の許諾を得ないで業として登録品種を利用することはできません。

また、育成者権者以外の者が許諾を得ないで業として登録品種の種苗や収穫物等を利用した場合は育成者権の侵害となり、育成者権者はその利用の差止めや損害賠償を請求することができます。この育成者権の効力は、登録品種はもちろん、登録品種と特性により明確に区別されない品種、従属品種及び繁殖のため常に登録品種を交雑させる必要がある品種にも及びます。

Q 登録されたという通知が届きました。30日以内に登録料を納めないと即取消しになるのでしょうか。

A 取消しになります。初年度分には追納期間を設けていませんので、忘れずに納付してください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

中央支部　令和４年度第１回運輸交通業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和４年11月18日㈮
　　午後６時～８時
場　所　名古屋東生涯学習センター２階第４集会室
講　師　堀田　英治会員（中央支部）
テーマ　『運送事業はじめの一歩』
出席者　22名

中央支部の第１回運輸交通業務部会研修会は、運送業務のサポートに特化してご活躍されている中央支部の堀田会員を講師にお招きし、『運送事業はじめの一歩』と題し、一般貨物自動車運送事業の許可についてご講義いただきました。

講義の前半は運送事業の種類をご説明いただいたのち、許可要件として押さえるべき人、車両、場所の要件について詳しくご説明いただきました。特に最初に依頼者から聞き取るべき点については実際に実務でも使われているオリジナル資料をもとにまとめていただいており、実務として取り掛かるイメージが湧きやすいように工夫してくださいました。後半は資金の要件についてご説明いただき、実際に資金計画すべき項目を参加者とワークしながら試算していく中で、何にいくらかかるのか実例を垣間見せていただきました。最後は行政書士としての業務に対する姿勢や心構えについて経験談をもとにお話をいただきました。限られた時間ではありましたが、要点を上手くまとめて下さり、とてもわかりやすく、業務への姿勢も含めてはじめの一歩を踏み出す参考になったのではないかと思います。

講義終了後の懇親会では講師を囲んで終始和やかな雰囲気の中、盛会のうち終了となりました。今回の講義が参加した会員の皆様にとって有意義な機会となれば幸いです。

昭和支部　令和４年度支部旅行

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和４年11月19日㈯
場　所　滋賀県甲賀市（信楽陶苑たぬき村他）
参加者　21名

昭和支部では３年ぶりの支部旅行開催となりました。今回は「名物あばれ食いと信楽焼体験」という企画の日帰りバス旅行で21名の会員が参加しました。

コース内容は、滋賀県甲賀市信楽町の「信楽陶苑たぬき村」にて陶芸体験をした後、近くの「松茸屋魚松信楽店」に移動して名物「近江牛と松茸のあばれ食い」の昼食を楽しみ、その後は三重県の菰野町にある「アクアイグニス」にて休憩がてら買物を楽しむというものです。

当日は天候にも恵まれ、快晴の下、信楽町の素朴な秋の風景を楽しむことができました。陶芸体験では、たぬきの「型」に粘土をはめての置物作り。慣れない作業に戸惑いながらも、周囲の人と助け合いながら和気あいあいと取り組んでいました。昼食の「あばれ食い」は、松茸と近江牛が食べ放題のすき焼きコースでボリューム満点。「アクアイグニス」では１時間弱の滞在時間でしたが、スイーツのお土産購入、気軽な雑談、源泉かけ流しの温泉入浴など思い思いに楽しんでいました。

当日は午前８時半の出発で、高速道路では行きには渋滞がありましたが、帰りはスムーズで予定よりも少し早い午後４時頃に名古屋市内に戻って解散となりました。11月にしては気温も高く快適な１日で、多少食べすぎた感は否めませんが、とてもリラックスできた日帰りバス旅行でした。

名南支部　令和4年度『瑞穂区区民まつり』にイベント出店参加

名南支部　山田　光男

日　時　令和４年11月20日(日)
　　午前９時～午後２時30分
場　所　パロマ瑞穂レクリエーション広場
出　席　14名（支部参加者）
来場者　延18,000名

前日の夜まで当日の天気は雨予報でしたが、開催を願っていた人たちの強い願いが雨雲を吹き飛ばし、当日は雨の心配が全くなくなり、正午ごろには日が射してきて穏やかな小春日和の陽気でした。新型コロナウイルスの影響を受けて中止となっていましたので、待ちに待った３年ぶりの開催となりました。例年は、盆踊りと共に真夏の夜に開催されていましたが、熱中症の問題を回避するためもあって、今年は秋の開催でした。

お天気に恵まれ、比較的家族連れの来場者が多かったように思います。実行委員会の発表によると、当日の来場者数は延18,000名でした。ステージでは、ダンス（踊り）、太鼓などが披露されました。他のブースでは、地域での活動の紹介、子ども向けのゲームなどが行われていました。

さて、私たち愛知県行政書士会・名南支部のブースでは、『行政書士に相談してみよう！』と銘打って、「無料相談コーナー」と「ぬりえ下敷き作成コーナー」を設けました。

「無料相談コーナー」では、相談件数は６件でした（うち相続関係：５件、在留資格関係：１件）。

もう一つの「ぬりえ下敷き作成コーナー」は、子どもたちにイラストにぬり絵をしてもらって、その用紙を会場でラミネート加工して持ち帰ってもらい、下敷きなどとして使ってもらうというものです。ぬり絵をしている子どもたちは全く目にしていませんが、裏面には行政書士の業務内容などが書かれていますので、親御さんたちがそれを見て行政書士の業務に関心を持っていただければ、という願いを込めています。

このコーナーは、小学生、特に女子に大人気でした。終了時間30分前までには、準備したぬり絵の用紙、約90枚が「品切れ」となりました。

参加していただきました会員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

ちょっとひと息　「品種登録」～登録後編～

Q 登録料の納付期限が過ぎていることがわかりました。取消しになりますか。

A 育成者権を維持するためには定められた登録料を納付しなければなりません。納付期限は、１年目は品種登録公表後30日以内、２年目以降は各年の登録日までです。ただし、２年目以降は、納付期限後６か月以内に割増料金を追納すれば登録を継続することができます。

なお、納付期限を６か月過ぎても登録料を納付しなかった場合には、納付期限の翌日にさかのぼって登録が取り消されます。

Q 登録の取消通知が届きました。復活させることはできますか。また、再登録はできますか。

A 残念ながら、復活させることはできません。また、一度登録された品種を再登録することもできませんので、登録料の納付忘れには十分ご注意ください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事務局だより

■令和４年10月

１日㈯	行政書士による電話相談会開催
３日㈪	飛田手続実施者　ADR広報月間PR訪問
４日㈫	ADR手続説明会開催 前田会長、吉川副会長、岡田常務理事　堤・安田弁護士事務所訪問 堀手続実施者　ADR広報月間PR訪問
５日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 岡田・黒澤常務理事　職務上請求書確認 野口・門田手続実施者　ADR広報月間PR訪問 私法部会開催 矢澤常務理事　中部土地政策協議会講習会講師派遣 柴田・平松常務理事　親族調査書類確認
６日㈭	前田会長　日行連常任理事会、法改正推進本部会議出席 渡邊常務理事　県総務局長訪問 平松常務理事　親族調査書類確認 池山・相武手続実施者　ADR広報月間PR訪問
７日㈮	総務打合せ開催 伊藤常務理事　親族調査書類確認 八十川理事　封印払出書確認
11日㈫	新規登録受付 会報11月号校正会議開催 平松常務理事　親族調査書類確認 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 伊福手続実施者　ADR広報月間PR訪問
12日㈬	新規登録受付 岩井副会長、須崎副会長、川津常務理事　職務上請求書確認 伊福手続実施者　ADR広報月間PR訪問
13日㈭	岩井副会長　日行連知財部門　農林水産省知的財産課訪問 吉川副会長、柴田常務理事　未納会費裁判傍聴
14日㈮	岩井副会長　日行連知的財産部門会議出席 正副会長会開催 部長会開催
16日㈰	特定行政書士考査
17日㈪	第３回試験正副サブ責任者会議開催 土地利用部業務相談会開催 岡田常務理事、森局長　会員事務所訪問 小柳津副会長、矢澤常務理事　職務上請求書確認 杉浦手続実施者　ADR広報月間PR訪問
18日㈫	岡田常務理事　日行連職務上請求書管理マニュアルに係る説明会出席 経理部会開催 ADR手続説明会開催 内川理事　日行連Ｒ５・６年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン出席 柴田常務理事　親族調査書類確認 二村手続実施者　ADR広報月間PR訪問

■令和４年10月

19日㈬	平松常務理事、子安・伊福理事　日行連第２回模擬ODR出席 内川理事　日行連Ｒ５・６年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン出席 石川相談員　総務省「一日合同行政相談所（豊田会場）」出席 岩崎常務理事　日行連車検証の交付に係る事務の委託制度に関する説明会出席 渡邊常務理事　親族調査書類確認
20日㈭	登録証交付式 賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会開催 運輸交通部会開催 岩崎常務理事　日行連OSS実務者説明会出席 千田理事　日行連Ｒ５・６年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン出席
21日㈮	前田会長　中地協理事会出席 正副会長、常務理事、櫻井・蓬田理事、安藤次長　日行連と中地協単位会との連絡会出席 試験本部員リーダー打合せ開催 千田理事　日行連Ｒ５・６年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン出席 内藤・中川手続実施者　ADR広報月間PR訪問
22日㈯	前田会長　中地協理事会出席 正副会長、常務理事、櫻井・蓬田理事、安藤次長　日行連と中地協単位会との連絡会出席
24日㈪	西川相談役　日行連国際部門と九州地協担当者との意見交換会出席 中間監査会開催 前田会長、吉川・小柳津・岩井副会長、岡田常務理事　衆議院議員古川元久議員在職25周年を祝う会出席
25日㈫	新入会員基礎研修会開催 矢澤常務理事　一宮建設事務所河川整備課訪問 岩崎常務理事　職務上請求書確認 八十川理事　封印払出書確認
26日㈬	申請取次行政書士管理委員会開催 森越常務理事　職務上請求書確認 金子相談員　総務省「一日合同行政相談所（名古屋会場）」出席
27日㈭	前田会長、岩井副会長、森越常務理事　県都市総務課との意見交換会出席 建設環境部業務相談会開催 建設環境部会開催 小柳津副会長、川津常務理事、蓬田理事　名古屋国際センター訪問
31日㈪	櫻井理事　申取書類確認

■令和４年11月

１日㈫	岩崎常務理事　日行連軽自動車OSS（新規検査）の申請手続き等に関する説明会出席 ADR手続説明会開催 国際部会開催 運輸交通部会開催 岡田・黒澤常務理事　職務上請求書確認
２日㈬	行政書士試験事前説明会開催 法人経営部業務相談会開催
４日㈮	新規登録受付 法務部会開催 土地利用部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事　名古屋自由業団体第124回定例会、懇親会出席 吉川副会長　県法務文書課訪問

■令和４年11月

８日㈫	新規登録受付 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
９日㈬	岩井・須崎副会長、川津常務理事　職務上請求書確認 小柳津副会長、川津常務理事、蓬田理事　顧問弁護士訪問
10日㈭	正副会長会開催 部長会開催 HPリニューアルに関する打合せ開催 平松常務理事、子安理事　ADR申込対応 前田会長　全日本不動産協会愛知県本部創立60周年記念式典出席
11日㈮	広報部会開催 柴田常務理事　親族調査書類確認
13日㈰	令和４年度行政書士試験
14日㈪	封印管理委員会開催
15日㈫	前田会長　日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催 民法改正後の実務に関する研修会開催
16日㈬	前田会長　日行連常任理事会、理事会出席 矢澤常務理事　県建設局河川課訪問 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 小柳津副会長、矢澤常務理事　職務上請求書確認
17日㈭	伊藤常務理事、鈴木理事　自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 伊藤常務理事　親族調査書類確認
18日㈮	矢澤常務理事　日行連農地法関係業務担当者会議出席 西川相談役　日行連出入国在留管理庁在留管理支援部表敬訪問 建設環境部会開催
21日㈪	登録証交付式 私法部会開催
22日㈫	建築物の立地基準について及び行政書士が受託しない宗教法人の分野の業務に関する研修会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、鈴木理事　自由業団体第29回フレッシュマン・フォーラム10’出席
24日㈭	前田会長　日行連広報部会出席
25日㈮	前田会長　日行連広報部会出席 芳賀理事　日行連許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議出席 黒澤常務理事　愛知県暴力排除団体連絡会会議出席
26日㈯	平松常務理事、子安理事　福岡会ADR研修視聴
27日㈰	前田会長　愛知県政150周年記念式典出席
28日㈪	部長会開催 理事会開催
29日㈫	西川相談役　日行連国際部門と北海道・東北地協担当者との意見交換会出席 会報１月号編集会議開催 伊藤理事　東京ITプログラミング＆会計専門学校講師派遣 建設環境部業務研修会開催 伊藤常務理事、水野理事　自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席
30日㈬	親睦ゴルフ大会開催 西堀副会長、森越・岩崎常務理事　職務上請求書確認

会員の動向

令和４年11月25日現在

個人会員数　3,236人
法人会員数　79法人

新規登録入会者の紹介

登録番号　第22192259号
会員番号　第6702号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　竹内　朋行

事務所　竹内行政書士事務所
長久手市長配三丁目733番地
電話番号　　所属支部　東名

登録番号　第22192263号
会員番号　第6706号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　丹羽　誠一

事務所　行政書士丹羽誠一事務所
名古屋市東区東外堀町32番地 鈴木ビル４階
電話番号　052-962-9693　所属支部　中央

登録番号　第22192260号
会員番号　第6703号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　半場　誠哉

事務所　半場行政書士事務所
名古屋市南区明治一丁目16番１号
電話番号　090-1099-0010　所属支部　名南

登録番号　第22192264号
会員番号　第6707号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　原田　威光

事務所　原田行政書士事務所
みよし市福谷町蔵屋敷30番地１
電話番号　0561-36-1422　所属支部　豊田

登録番号　第22192261号
会員番号　第6704号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　塚本　麻希

事務所　行政書士事務所ラナンキュラス
犬山市大字前原字天道新田81番地233
電話番号　090-8394-0302　所属支部　尾北

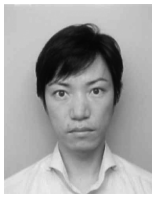

登録番号　第22192265号
会員番号　第6708号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　古山　陽一

事務所　古山陽一行政書士事務所
刈谷市東陽町４丁目29番地 プロスクエアBLD２F
電話番号　090-8547-7491　所属支部　碧海

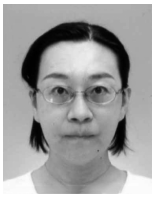

登録番号　第22192262号
会員番号　第6705号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　井出　まきえ

事務所　行政書士事務所アプローチ
名古屋市中区錦二丁目２番13号 名古屋センタービル８階
電話番号　052-253-8696　所属支部　中央

登録番号　第22192266号
会員番号　第6709号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　坂川　京子

事務所　坂川行政書士事務所
一宮市新生４丁目６番14号
電話番号　0586-47-1054　所属支部　一宮

登録番号　第22192267号
会員番号　第6710号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　池渕　寛太

事務所　行政書士池渕寛太事務所
岡崎市欠町字石ケ崎下夕通５番地１
電話番号　070-1613-2738　所属支部　岡崎

登録番号　第22192268号
会員番号　第6711号
入会年月日　令和４年10月２日
氏　　名　太田　文佳

事務所　行政書士太田文佳事務所
新城市字橋向15番地
電話番号　090-7671-6978　所属支部　新城

登録番号　第22192356号
会員番号　第6712号
入会年月日　令和４年10月15日
氏　　名　上田　絵理佳

事務所　＆Diem行政書士事務所
岡崎市羽根町字東荒子36番地３
電話番号　080-4056-7788　所属支部　岡崎

登録番号　第22192428号
会員番号　第6713号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　野々山　浩

事務所　国保行政書士事務所
名古屋市東区白壁一丁目45番地 白壁ビル713号
電話番号　052-228-9200　所属支部　中央

登録番号　第22192429号
会員番号　第6714号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　髙木　一仁

事務所　行政書士髙木一仁事務所
清須市清洲1209番地１
電話番号　052-408-1886　所属支部　西北

登録番号　第22192430号
会員番号　第6715号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　伊藤　浩司

事務所　アイケイ行政書士事務所
名古屋市中川区富永三丁目273番地
電話番号　090-2139-6611　所属支部　名古屋

登録番号　第22192431号
会員番号　第6716号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　吉田　誠也

事務所　吉田誠也行政書士事務所
名古屋市中川区荒子一丁目218番地 シャルムジャルダン501号
電話番号　052-364-8024　所属支部　名古屋

登録番号　第22192432号
会員番号　第6717号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　森下　　満

事務所　森下満行政書士事務所
名古屋市守山区八反11番10号
電話番号　080-2646-5577　所属支部　東名

登録番号　第22192433号
会員番号　第6718号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　小澤　英樹

事務所　小澤行政書士事務所
稲沢市稲沢町前田280番地７
電話番号　0587-96-7405　所属支部　一宮

登録番号　第22192434号
会員番号　第6719号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　松波　寿幸

事務所　行政書士みょうほう事務所
春日井市瑞穂通２丁目49番地１
電話番号　0568-81-5007　所属支部　尾張

登録番号　第22192435号
会員番号　第6720号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　中尾　健人

事務所　ナカオ行政書士事務所
豊橋市瓦町101番地
電話番号　090-4237-1023　所属支部　東三

登録番号　第22192436号
会員番号　第6721号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　後藤　隆太

事務所　エイタックス行政書士法人
名古屋市中区丸の内三丁目６番４号 リバーパーク丸の内８A
電話番号　052-955-2890　所属支部　中央

登録番号　第22192437号
会員番号　第6722号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　栗木　光之輔

事務所　栗乃木行政書士事務所
小牧市小松寺四丁目30番地
電話番号　0568-97-0058　所属支部　尾張

登録番号　第22192438号
会員番号　第6723号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　大岩　良平

事務所　大岩行政書士事務所
豊川市金屋橋町95番地
電話番号　0533-95-8151　所属支部　東三

登録番号　第22192439号
会員番号　第6724号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　田中　裕之

事務所　THEWORLD行政書士事務所
一宮市今伊勢町本神戸字北無量寺1193番地３ クレア102号
電話番号　080-2571-6179　所属支部　一宮

登録番号　第22192440号
会員番号　第6725号
入会年月日　令和４年11月１日
氏　　名　髙垣　　剛

事務所　髙垣行政書士事務所
名古屋市中区新栄二丁目16番地25 ハイパービル１階
電話番号　080-3075-4814　所属支部　中央

登録番号　第22192534号
会員番号　第6726号
入会年月日　令和４年11月15日
氏　　名　太田　豊三

事務所　行政書士事務所OneSuccession
名古屋市中区栄一丁目12番６号 秋月ハイツ３階
電話番号　052-253-9468　所属支部　中央

退会者のお知らせ

令和４年11月25日現在

支部	氏　名	退会日
昭和	竹　田　和　夫	令和４年９月26日
中央	石　野　晴　美	令和４年９月30日
西北	上　野　善　正	令和４年９月30日
名古屋	山　中　俊　延	令和４年９月30日
名古屋	神　野　友　祐	令和４年９月30日
名南	西　尾　直　記	令和４年９月30日
尾張	林　　和　江	令和４年９月30日
尾北	寺　尾　真祐美	令和４年９月30日
一宮	松　本　榮　一	令和４年９月30日
東三	伊　藤　弘　己	令和４年９月30日
東三	森　重　千　秋	令和４年９月30日
知多	渡　邉　敦　彦	令和４年10月４日
東三	村　本　真　一	令和４年10月７日
昭和	前　島　　昭	令和４年10月14日
中央	天　野　敬　人	令和４年10月17日
中央	塚　田　広　海	令和４年10月31日
碧海	名　倉　洋　司	令和４年10月31日
東三	田　中　貫　一	令和４年10月31日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	坪井　秀文	名古屋市中区丸の内三丁目18番１号 三晃丸の内ビル３階	460-0002	052-950-3355	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	岡本　寛之	名古屋市中区丸の内三丁目５番35号 弁護士ビル503号	460-0002	052-908-9331	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	足立　幸一郎 行政書士法人ORCA名古屋オフィス				事務所名称
中央	岩田　武人				単位会変更(埼玉会へ)
中央	児玉　正英	名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル９階　丸の内綜合法律事務所内	460-0003	052-959-6558	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	岡田　紀夫 創経行政書士法人				事務所名称
西北	鬼頭　幸暉			052-931-2062	事務所電話番号
名古屋	西飯　朋浩				単位会変更(三重会へ)
昭和	安達　宗保	名古屋市昭和区萩原町２丁目38番地 (グローリアス萩原町101号)	466-0852	052-770-1469	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	鈴木　　基			0561-67-6759	事務所電話番号
尾張	稲垣　智美 いながき行政書士事務所	小牧市大字北外山1251番地	485-0023	090-2342-7591	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	川本　弘基	春日井市西山町1589番地２	486-0803		事務所所在地
尾北	高田　憲一 高田憲一行政書士事務所	江南市飛高町夫見添90番地２	483-8339	0587-55-3620	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	佐野　太一	あま市森六丁目９番地７	490-1107		事務所所在地
知多	石濵　嘉章 行政書士いしはま事務所				事務所名称
岡崎	古田　絵美子	額田郡幸田町大字芦谷字仲田14番地１	444-0116		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
碧海	山田　健太郎 	安城市末広町８番４号 DENCITY CROSS SITE ６F	446-0038		事務所所在地
碧海	柴田　亜矢子 行政書士法人中村事務所　刈谷オフィス	刈谷市相生町二丁目29番地２ K-frontビル１、201号室	448-0027	0566-70-9655	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

西北支部　　友　納　道　彦　会員　　令和４年10月７日ご逝去　（享年81歳）
知多支部　　杉　山　孝　子　会員　　令和４年11月６日ご逝去　（享年55歳）
海部支部　　安　部　幾　男　会員　　令和４年11月17日ご逝去　（享年76歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　前　田　　望

COSMOS通信１月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部令和４年度定時総会報告

日　時　令和４年９月30日㈮
　　午後３時30分～４時
場　所　愛知県行政書士会館３階ABC会議室
出席者　69人（内、有効委任状数45人）
　　（令和４年９月30日現在正会員数104人）

午後３時30分に二村総務財政部長の司会進行で始まり、伊福副支部長の「開会の辞」により、本総会は開会されました。

平松支部長の挨拶の後、本総会審議に入りました。

なお、議長には名古屋地区の久田邦博会員が選任されました。議事録署名人には、名古屋地区の熊谷浩幸会員、尾張地区の朝日健二会員を選任いたしました。

議案は下記の通り順次、報告・審議が行われました。

記

第１号議案　令和３年度事業経過報告
第２号議案　令和３年度会計決算承認の件
　　監査報告　（承認）
第３号議案　令和４年度事業計画（案）承認の件
　　（承認）
第４号議案　令和４年度会計予算（案）承認の件
　　（承認）

全ての議案は、承認・可決されました。終わりに、吉川副支部長の「閉会の辞」により、本総会は閉会いたしました。

閉会後、各地区の会員と管轄長が集い、地区毎の悩みや広報活動について、意見交換の場が設けられ、各地区の活動について活発な議論が交わされました。

セミナー・相談会の開催報告

日　時　令和４年10月６日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相談会　相談員：佐野相談部長、松井　俊幸会員
　　相談者：３人

日　時　令和４年10月６日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　所　江南市役所
相談会　相談員：土井　正人会員、村下　郁澄会員
　　相談者：１人

日　時　令和４年10月15日㈯・16日㈰
　　午前10時～午後３時
場　所　常滑市大野町「古今散策」
相談会　相談員：平松支部長、柴田副支部長、
　　二村総務部長、溝口広報部長、
　　佐野相談部長、中島　崇会員、
　　山野　伊紀会員
　　相談者：４人

日　時　令和４年10月18日㈫　午後１時～３時
場　所　小牧市総合ふれあいセンター
セミナー　成年後見セミナー
　　参加者：４人
講　師　佐藤管轄長
相談会　相談員：平松支部長、溝口広報部長、
　　佐野相談部長、堀　己喜男会員、
　　西原　公正会員
　　相談者：２人

日　時　令和４年10月23日㈰　午前10時～午後４時
場　所　高齢者就業支援センター（名古屋市昭和区）
落　語　成年後見落語
寸　劇　劇団コスモスあいちによる公演
セミナー　成年後見セミナー
　　参加者：33名
相談会　相談員：平松支部長、伊福副支部長、
　　柴田副支部長、吉川副支部長、
　　二村総務部長、菅原研修部長、
　　佐野相談部長、清水　良枝会員、
　　東　芳幸会員、村下　郁澄会員、
　　内原　倫太郎会員、
　　森田　哲也会員、熊谷　浩幸会員、
　　朝日　健二会員、
　　田口　真理子会員
　　相談者：３人

日　時　令和４年11月10日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相談会　相談員：伊福副支部長、松井　俊幸会員
　　相談者：３人

日　　時　令和４年11月14日㈪
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　稲沢市役所
寸　　劇　劇団コスモスあいちによる公演
セミナー　成年後見セミナー
講　　師　内藤相談役
　　参加者：13人

日　　時　令和４年11月16日㈬　午後１時～４時
場　　所　犬山市役所
セミナー　成年後見セミナー
　　参加者：３人
講　　師　溝口広報部長
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員、村下　郁澄会員
　　相談者：１人

日　　時　令和４年11月17日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
セミナー　成年後見セミナー
　　参加者：５人
講　　師　溝口広報部長
相 談 会　相談員：東　芳幸会員、西原　公正会員、
　　犬塚　智子会員
　　相談者：１人

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和４年12月１日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年12月８日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年１月５日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年１月５日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年１月16日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年２月15日㈬　午後１時～４時
場　　所　犬山市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年３月16日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年３月22日㈬　午後１時～４時
場　　所　レディヤンかすがい
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

令和５年の年明け、みなさまいかがお過ごしでしょうか？現在この“あとがき”を執筆しているのは11月下旬ですが、いくつもの波を経て、少しずつ世情が落ち着きを見せていることを願っています。

コロナの波の一方で、デジタル化の波は確実に行政書士業務への影響を大きくしていきます。この波を上手く捉えて、「行政書士」をより多くの方々に知っていただくためのきっかけになればと思っています。

広報部一同、更にみなさまのお力になれる活動を目指して進んでいきますので、よろしくお願いいたします。

広報部：水野　悠

《今月の表紙》　愛知池

愛知池は正式名称を「東郷調整池」といい、日進市、東郷町、みよし市にまたがる調整池（ダム湖）です。高さ31m、有効貯水量900万㎥（名古屋ドーム約５杯分）の「アースダム」（土を盛り立てて作ったダム）で、1961年に工事が完了。木曽川の水を貯留し、耕地のかんがい、上水道、工業用水の効率的な調整を図るために築造されたものです。

愛知池は、木曽川から知多半島の先まで続く112kmの愛知用水幹線水路のほぼ中央部に位置しています。下流に送る水量の調節、下流の端まで水を早く届けるための水の送り出し、木曽川沿線の降雨により川の水量が増えたときの貯水とその有効利用、といった役割りを担っています。

愛知池の周囲には１周約7.4kmのウォーキングコースが整備されています。豊かな水、季節折々の緑、野鳥や昆虫などの自然を求めて、週末には沢山の人が集まります。市民マラソンの大会が開催される他、漕艇競技場としても有名でボート大会も多く開催されます。

１周全部を歩けば１時間半ほどかかるコースも、直線とカーブの配分が絶妙で飽きさせません。途中には、高いアースダムであることがわかる広大な芝生の斜面、愛知用水の受益各市町の樹木などが植えられている百年森公園、漕手がいてもいなくても絵になる２か所のボートハウスと桟橋、水しぶきを上げる音が静かにひびく矢作導水放流口、桜並木や樹木のトンネル、時々赤い電車が通る名鉄豊田線の高架橋、アサギマダラ（蝶）の休息地バタフライガーデン（愛知池友の会が運営。10月から11月頃まで）など、異なる景色を楽しめます。

参考：独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所ホームページ
文：同所許諾済み

会報316号　担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤　直仁
	次長	水野　悠
	部員	鈴木　里佳
	部員	中村　修一
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	森　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	中津留太郎
	（会員訪問記）	服部　弘美

会報316号　令和５年１月１日発行

発行人　前田　望
編集人　伊藤　直仁

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

開催日 令和5年1月16日(月)

会場 ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋
7階 ザ・グランコート
名古屋市中区金山町一丁目1番1号

金山総合駅南口より徒歩1分

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

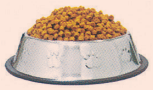

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d) 実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分